

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に係る対象化学物質、製品の要件及びP R T R対象事業者の案に対する意見募集結果について

1. 概要

平成11年11月16日に開催された中央環境審議会環境保健部会・化学品審議会安全対策部会合同会合及び厚生省生活環境審議会生活環境部会において審議された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に係る対象化学物質、製品の要件及びP R T R対象事業者の案（生活環境審議会においては対象化学物質の案のみ）」の内容につき、以下のとおり意見募集を行った。

期間：平成11年11月19日～12月18日

告知方法：環境庁、厚生省、通商産業省ホームページ、3省庁記者発表、関係情報誌等

意見送付方法：電子メール、FAX、郵送のいずれか

2. 受付意見件数

合計164件（意見提出者数）

<内訳>

- ・企業 96件
- ・団体 45件
 - うち、事業者団体 28件
 - 労働団体 2件
 - NGO（消費者団体等の団体） 15件
- ・個人 23件

提出意見の中に複数の項目について意見が述べられているものがあり、のべ意見数は470件となった。

3. 受付意見の概要

意見（のべ意見数）の内訳は、以下のとおりであり、意見の詳細及び対応・回答については、別紙に記載する。

対象物質に関する意見	224件
製品の要件に関する意見	51件
P R T R対象事業者に関する意見	152件
<u>パブリックコメントの対象外の事項に関する意見</u>	<u>43件</u>
合 計	470件

総表

項 目	意見等の数	提 出 者								計
		企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体	その他	
I. 対象物質について	94	122	43	23		35		1		224
1. 物質選定の考え方への意見	13	7	2	8		2				19
2. 対象候補物質全般への意見	14	47	16	1		11				75
3. 第一種指定候補物質への意見	42	64	21			11				96
4. 第二種指定候補物質への意見	4	1	2	1						4
5. 対象物質への追加意見	11	2		6		8		1		17
6. その他	10	1	2	7		3				13
II. 製品の要件について	21	23	5	13		10				51
1. 形態について	11	6	1	8		3				18
2. 含有率について	6	14	4	4		6				28
3. その他	4	3		1		1				5
III. PRTR対象事業者について	64	65	23	33		29		2		152
1. 業種について	15		3	14		1				18
2. 従業員数について	25	26	8	11		10		1		56
3. 取扱量等について	23	39	12	7		18		1		77
(1)取扱量について	19	35	11	6		17		1		70
(2)特別の要件について	4	4	1	1		1				7
4. その他	1			1						1
IV. パブリックコメントの対象外の事項につて	39	20	7	5		7		4		43
合計	218	230	78	74		81		7		470

P R T R対象物質等に係るパブリックコメントの提出状況

整理番号	地 域	提出者	性別	団体名・業種	意見の対象			
					物質	製品	事業者	その他
環-コ1	東京都	企業	-	化学		-	-	-
環-コ2	愛知県	企業	-	不明		-	-	-
環-コ3	東京都	NGO(注5)	-	反農薬東京グループ				
環-コ4	東京都	企業	-	化学	-		-	-
環-コ5	東京都	労働団体	-	全日本造船機械労働組合		-	-	-
環-コ6	東京都	NGO(注5)	-	石綿対策全国連絡会議				
環-コ7	兵庫県	企業	-	化学(顔料)				-
環-コ8	神奈川県	行政個人	男			-		-
環-コ9	大阪府	企業	-	化学		-	-	-
環-コ10	大阪府	企業	-	化学		-	-	-
環-コ11	山口県	企業	-	不明		-	-	-
環-コ12	大阪府	企業	-	廃棄物処理業		-	-	-
環-コ13	大阪府	企業	-	化学(顔料)		-	-	-
環-コ14	大阪府	企業	-	化学		-	-	-
環-コ15	東京都	個人	男			-	-	-
環-コ16	東京都	事業者団体	-	日本伸銅協会・(社)日本銅センター		-	-	-
環-コ17	愛知県	企業	-	廃棄物処理業	-	-	-	-
環-コ18	東京都	企業	-	飲料製造業	-	-	-	-
環-コ19	東京都	企業	-	電気機械器具製造業				-
環-コ20	埼玉県	NGO(注5)	-	埼玉県消費者団体連絡会	-			-
環-コ21	東京都	企業	-	窯業・土石製品製造業		-	-	-
環-コ22	東京都	企業	-	化学		-	-	-
環-コ23	東京都	事業者団体	-	電気事業連合会		-	-	-
環-コ24	東京都	事業者団体	-	(社)日本鉄鋼連盟		-	-	-
環-コ25	東京都	NGO(注5)	-	全国消費者団体連絡会				-
環-コ26	東京都	企業個人	男	窯業・土石製品製造業		-	-	-
環-コ27	大阪府	個人	男			-	-	-
環-コ28	大阪府	企業	-	化学		-	-	-
環-コ29	大阪府	企業	-	化学		-	-	-
環-コ30	大阪府	企業	-	化学		-	-	-
環-コ31	東京都	NGO(注5)	-	長期防錆対策研究会		-	-	-
環-コ32	東京都	企業	-	化学(インキ)		-	-	-
環-コ33	宮城県	NGO(注5)	-	仙台市消費者協会		-		-
環-コ34	東京都	NGO(注5)	-	公害・地球環境問題懇談会				-
環-コ35	大阪府	企業	-	化学(医薬品)	-		-	-
環-コ36	大阪府	企業	-	化学(医薬品)	-		-	-
環-コ37	大阪府	企業	-	化学(医薬品)	-		-	-
環-コ38	東京都	NGO(注5)	-	日本消費者連盟				-
環-コ39	東京都	NGO(注5)	-	環境科学研究会		-	-	-
環-コ42	東京都	個人	男			-		-
環-メ1	群馬県	企業	男	輸送用機械器具製造業	-	-	-	-
環-メ2	愛知県	企業	-	一般機械器具製造業		-	-	-
環-メ3	不明	企業	-	化学(プラスチック)		-	-	-
環-メ4	東京都	企業	-	化学(電化)		-	-	-
環-メ5	東京都	NGO(注5)	-	日本生活協同組合連合会		-	-	-
環-メ6	東京都	企業	-	パルプ・紙・紙加工品製造業	-		-	-
環-メ7	京都府	企業	-	飲料製造業	-		-	-
環-メ8	東京都	企業	-	電気機械器具製造業				-
環-メ9	東京都	企業	-	窯業・土石製品製造業		-	-	-
環-メ10	東京都	企業個人	男	パルプ・紙・紙加工品製造業	-		-	-
環-メ11	埼玉県	個人	男					-
環-メ12	和歌山県	企業	-	化学		-		-
環-メ13	東京都	NGO(注5)	-	市民フォーラム2001				-
環-メ14	東京都	事業者団体	-	日本化成肥料協会		-	-	-
環-メ15	東京都	企業	-	化学		-	-	-
環-メ16	神奈川県	個人	女					-
環-メ17	東京都	個人	男					-
環-メ18	三重県	個人	男			-	-	-
環-メ19	愛知県	企業	-	不明	-		-	-
環-メ20	東京都	NGO(注5)	-	主婦連合会				-
環-メ21	大阪府	企業	-	化学		-	-	-

環-メ22	静岡県	NGO(注5)	-	アスベストについて考える会	-	-	-	-
環-メ23	静岡県	NGO(注5)	-	アスベストについて考える会	-	-	-	-
環-メ24	静岡県	NGO(注5)	-	アスベストについて考える会	-	-	-	-
環-メ25	大阪府	個人	男		-	-	-	-
厚-コ1	不明	企業	-	化学(医薬品)	-	-	-	-
厚-コ2	大阪府	個人	男		-	-	-	-
通-コ1	東京都	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ3	東京都	企業	-	化学(染料)	-	-	-	-
通-コ4	東京都	企業	-	化学(染料)	-	-	-	-
通-コ5	和歌山県	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ6	兵庫県	企業	-	化学(プラスチック)	-	-	-	-
通-コ7	東京都	事業者団体	-	ウレタン原料工業会	-	-	-	-
通-コ8	埼玉県	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ9	東京都	企業	-	化学(プラスチック)	-	-	-	-
通-コ10	兵庫県	個人	不明		-	-	-	-
通-コ11	東京都	企業	-	化学(染料)	-	-	-	-
通-コ12	神奈川県	個人	男		-	-	-	-
通-コ13	東京都	企業	-	化学(顔料)	-	-	-	-
通-コ14	東京都	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ15	東京都	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ17	大阪府	企業	-	化学(染料・顔料)	-	-	-	-
通-コ18	大阪府	企業	-	化学(染料・顔料)	-	-	-	-
通-コ19	和歌山県	企業	-	化学(染料)	-	-	-	-
通-コ20	大阪府	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ21	大阪府	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ22	岡山県	企業	-	化学(染料)	-	-	-	-
通-コ23	大阪府	企業	-	不明	-	-	-	-
通-コ24	東京都	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ25	愛知県	企業	-	不明	-	-	-	-
通-コ26	東京都	企業	-	化学(染料・顔料)	-	-	-	-
通-コ27	東京都	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ28	大阪府	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ29	東京都	事業者団体	-	(社)日本臨床検査薬協会	-	-	-	-
通-コ30	和歌山県	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ31	和歌山県	事業者団体	-	和歌山化成品工業協同組合事務局	-	-	-	-
通-コ32	東京都	事業者団体	-	日本試薬連合会	-	-	-	-
通-コ33	茨城県	事業者団体	-	軽金属製品協会・取手分室	-	-	-	-
通-コ34	東京都	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ36	和歌山県	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ37	京都府	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ38	東京都	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ39	和歌山県	企業	-	不明	-	-	-	-
通-コ40	京都府	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ41	東京都	企業	-	化学(インキ)	-	-	-	-
通-コ42	和歌山県	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ43	栃木県	企業	-	不明	-	-	-	-
通-コ44	東京都	事業者団体	-	化成品工業協会	-	-	-	-
通-コ45	神奈川県	個人	男		-	-	-	-
通-コ46	東京都	事業者団体	-	化成品工業協会	-	-	-	-
通-コ47	和歌山県	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ48	東京都	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ49	東京都	企業	-	化学(香料)	-	-	-	-
通-コ50	東京都	労働団体	-	日本化学産業労働組合連合	-	-	-	-
通-コ51	三重県	個人	男		-	-	-	-
通-コ52	東京都	事業者団体	-	印刷インキ工業連合会	-	-	-	-
通-コ53	東京都	企業	-	化学(油脂)	-	-	-	-
通-コ54	大阪府	企業	-	化学(染料・顔料)	-	-	-	-
通-コ55	兵庫県	個人	男		-	-	-	-
通-コ56	埼玉県	個人	男		-	-	-	-
通-コ57	兵庫県	個人	男		-	-	-	-
通-コ58	和歌山県	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ59	三重県	企業	-	化学(顔料)	-	-	-	-
通-コ60	大阪府	個人	男		-	-	-	-
通-コ61	大阪府	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ62	大阪府	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ63	大阪府	企業	-	化学	-	-	-	-
通-コ64	兵庫県	個人	女		-	-	-	-

通-コ65	和歌山県	企業	-	化学		-	-	-
通-コ66	埼玉県	企業	-	化学		-	-	-
通-コ67	和歌山県	企業	-	化学		-	-	-
通-コ68	東京都	事業者団体	-	日本界面活性剤工業会		-	-	-
通-コ69	和歌山県	企業	-	化学		-	-	-
通-コ70	大阪府	事業者団体	-	日本殺虫剤工業会		-	-	-
通-コ71	大阪府	企業	-	化学		-	-	-
通-コ72	三重県	企業	-	化学		-	-	-
通-コ73	東京都	企業	-	化学(顔料)		-	-	-
通-コ74	東京都	事業者団体	-	使用済触媒資源化協会		-	-	-
通-コ75	東京都	事業者団体	-	日本無機薬品協会		-	-	-
通-コ76	東京都	企業	-	化学(染料・顔料)		-	-	-
通-コ77	東京都	事業者団体	-	化学(無機)		-	-	-
通-コ78	兵庫県	企業	-	化学(リサイクル)		-	-	-
通-コ79	東京都	事業者団体	-	日本無機薬品協会		-	-	-
通-コ80	京都府	企業	-	化学		-	-	-
通-コ82	東京都	事業者団体	-	日本石鹼洗剤工業会		-	-	-
通-コ83	東京都	事業者団体	-	日本界面活性剤工業会		-	-	-
通-コ84	東京都	事業者団体	-	日本歯磨工業会		-	-	-
通-コ85	東京都	事業者団体	-	日本化粧品工業連合会		-	-	-
通-コ86	東京都	企業	-	化学(界面活性剤)		-	-	-
通-メ1	東京都	企業	-	化学		-	-	-
通-メ2	北海道	大学個人	男			-	-	-
通-メ3	大阪府	企業	-	化学(医薬品)		-	-	-
通-メ4	東京都	企業	-	化学(医薬品)		-	-	-
通-メ5	兵庫県	企業	-	化学(インキ)		-	-	-
通-メ6	千葉県	企業	-	不明		-	-	-
通-メ7	大阪府	企業	-	化学		-	-	-
通-メ8	東京都	事業者団体	-	石油連盟		-	-	-
通-メ9	大阪府	企業個人	男	化学(リサイクル)		-	-	-
通-メ10	東京都	事業者団体	-	(社)日本化学工業協会		-	-	-
通-メ11	東京都	事業者団体	-	石油化学工業協会		-	-	-
通-メ12	茨城県	企業	-	電気業		-	-	-
通-メ13	東京都	事業者団体	-	(社)日本化学工業品輸入協会		-	-	-
通-メ14	東京都	事業者団体	-	写真感光材料工業会		-	-	-
通-メ15	東京都	事業者団体	-	電気・電子5団体		-	-	-

(注1) 整理番号欄の見方

環・厚・通：意見の提出先を示す(環境庁、厚生省、通商産業省)

コ：ハードコピー(郵送又はFAX)で提出されたもの メ：電子メールで提出されたもの

(注2) 整理番号に欠番があるのは、同一提出者から提出された同一意見等を整理したためである。

(注3) 意見提出者名と所属する企業、事業者団体、NGOの名称とが両方記載されている場合は、区別が明確になっている場合を除き、企業・団体とみなして整理した。

(注4) 団体の種類や企業の業種は団体・企業の名称等から類推した。

(注5) 「NGO」とは、消費者団体等の団体を意味し、事業者団体及び労働団体は含んでいない。

(参考)

企業	96
事業者団体	28
労働団体	2
NGO	15
大学個人	1
行政個人	1
企業個人	3
個人	18
計	164

物質	117
製品	43
事業者	73
その他	29

I. 対象物質について

1. 物質選定の考え方への意見

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	現時点でリスクが低いといわれているものであっても、人体や生態系に対する安全性が学術的に確認されたもの以外は全て対象にすべき。	1			3						3
2	外因性内分泌攪乱物質のような例もあり、現時点では毒性が低いとされる物質も広く対象物質にすべき。	1			1						1
3	対象物質に指定することは、「その物質が重大な危険有害性を有する」との評価を国民に示すと言える。この影響は重大で、計り知れない。真に重大な危険有害性が認められる化合物に限定すべき。将来、新たな危険有害性が確認された段階で追加等の措置が講じられることは、異論ない。	1	3	1							4
4	PRTR対象候補物質の中に化粧品原料がリストされている。今後、化粧品への全成分表示の導入により、PRTR対象物質が化粧品に使用されていることが明白になるが、「身体に対しては安全な化学物質」と「環境を汚染する化学物質」を明確に分類して判断できる消費者は少なく、不必要な恐怖を煽られて消費者を混乱に陥れる可能性が高い。このため、化粧品原料となる物質には社会的必要性も考慮して選定してほしい。	1		1							1
5	医薬品を対象物質から除外して欲しい。	1	1								1
6	自然作用による化学変化の自然作用とは、どのような範囲を指すか。容易に生成するの容易にとは、どのような条件範囲か。燃焼は自然作用か。焼却はどうか。容易にとは化学反応と同様の程度と考えて良いか。(参考資料1-1, I-2)	1	1								1
7	参考資料1-1 PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)p5「事後的な大量排出の際などでは問題となるが、通常の環境濃度レベルで問題とならない有用性については、そのみをもって物質選定のための有害性項目として用いる必要はないと考えられる」中と言う「そのみをもって」という表現をしないといけないような物質として何が予想されるのか、具体的に検討すべき。	1				1					1
8	なぜ100トンが基本となるのか、「環境中に検出されやすくなる」という根拠が資料からは判断できない。根拠資料を明らかにして検討すべきである。	1				1					1
9	第一種物質で年間で生産・輸入量100トン以上という選定基準は大きすぎる。	1			1						1
10	明らかに環境中に放出されやすい物質の基準は何か。(参考資料1-1, II-(2)イ)また、物質選定にあたり、「使用形態を特定することが困難である」から使用形態を考慮しないというのは安易すぎないか。	1	2								2
11	PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)の「I. 選定物質の基本的考え方」に、次の項目を追加してほしい。・この場合には、大気汚染防止法をはじめ、環境保全上の目的から制定されている他の法令で規制対象となっている物質を優先的に考慮の上、選定する必要がある。・また、目的は異なるとしても同様の制度が既に存在する場合には、それらの制度との整合性を重視して対象物質が選定されることが必要である。	1			1						1
12	PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)の「II 3. その他の留意事項」に、次の項目を追加してほしい。・諸外国で使用が禁止されている物質であり我が国で使用が認められている物質、または、そのような観点から我が国でも使用を禁止すべきという意見が出されている物質については、諸外国及び国内の状況を踏まえて優先的に検討した上で、必要に応じ追加。・その物質の使用により、死亡者などの重大な被害が発生しているという報告がある物質については優先的に検討した上で、追加。	1			1						1
13	日本産業衛生学会等の許容濃度の適用に誤りがある。	1			1						1
計		13	7	2	8		2				19

2. 対象候補物質全般への意見

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	「元素及びその化合物」としてまとめている物質について、元素自体に毒性がある場合に、その元素を含む化合物全体を対象とすることの根拠が示されていない。また、「元素及びその化合物」とすると対象物質の特定が困難。これらについては、対象物質を個々に特定する、安全性が証明されているものは除外するなどの対応が必要。	1	19	7			7				33
2	「(金属)元素及びその化合物」は、元素としての含有量に幅があり、有害性に強弱があることから、当該元素含有量によりランク分けすることが必要。	1	4	2			1				7
3	合金類、金属間化合物は、無害な形態をとっていることから指定化学物質から除外することが適当。	1	2	3			2				7
4	複合酸化系顔料は、金属酸化物の複合体であり、単一金属酸化物の有する物理的・化学的性質は失われていると判断されている。また、米国でFDAでも認可されており、指定化学物質から除外してほしい。を対象から除外してほしい。	1	4								4
5	溶解性金属化合物には、金属がイオンとして溶解する以外に、含金属染料などの有機キレート化合物がある。これらは除外していただきたい。	1	1								1
6	「溶解性」の定義を教えてください。	1	8	4			1				13
7	「(金属)元素及び化合物」で、(溶解性)指定の有無の根拠を示して欲しい。	1	2								2
8	No.334～No.354の金属類について全て「(溶解性)」の項を入れるか「廃棄物については、溶出試験による」項目を入れてほしい。	1	1								1
9	化審法で「生分解性あり」と判定された物質については、一義的に除外すべき。	1	1								1
10	対象化合物の最終的な有害性分類(ハザードランク)を検討し、公にしてほしい。	1			1						1
11	「有機」の定義を明確にしてほしい。	1	1								1
12	「無機」の定義を明確にしてほしい。	1	1								1
13	対象化学物質の異性体は、無視してもかまわないのでしょうか。	1	1								1
14	候補物質の有害性の具体的な数値が示されておらず、選定根拠がいまい。	1	2								2
計		14	47	16	1		11				75

3. 第一種指定候補物質への意見

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	No.20の中にNo.193は含まれるため、No.20に一本化すべきである。	1	2	1							3
2	選定基準に立ち返り、物質の見直しを。(テトラフルオロエチレン、ピロカテコールは、IARC3であり、2である基準に合わない)	1	1								1
3	No. 41「3, 3'-ジクロロベンジジン」(CAS No.91-94-1)を除外してほしい。	1	1								1
4	No.76「グルタルアルデヒド」は、使用実態等から対象外が妥当。	1	1								1
5	No.84「エチルオゾン」について、農薬経口毒性表のADI値から判断すると、経口クラスは2(3の間違い)が妥当と思うが、第1種候補表を見るとクラスが1となっているが、どのような判断からこうなったのか。	1	1								1
6	No.147(CAS No.64440-88-6)のビス(ジメチル〜)ニスズは、ビス(ジメチル〜)二亜鉛ではないか。	1	1								1
7	No. 197 (CAS No.5124-30-1:メレンビス(4,1-シクロヘキシルイソシアナート)の名称をIUPAC命名法に準じながらできるだけ実用に近い表現であり、第1種No.32,33とも整合性の取れる4,4'-メチレンビス(シクロヘキシルイソシアナート)としてほしい。	1	1								1
8	No.248「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム塩酸塩」を「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド」に変更して欲しい。	1		1							1
9	No.302「p-ジクロロベンゼン」の発癌クラス2、経口クラス3及び作業環境4を削除していただきたい。	1	1								1
10	No.329「ポリ(オキシエチレン)＝4-オクチルフェニル＝エーテル」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)＝オクチルフェニル＝エーテル」に変更して欲しい。また、この名称に対応したCAS番号である「9036-19-5」を採用して欲しい。	1		1							1
11	No.330「ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニル＝エーテル」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)＝ノニルフェニル＝エーテル」に変更して欲しい。	1		1							1
12	No.331「アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(直鎖型)(C=10-14)」は生分解性が良く、環境中濃度が生態毒性影響濃度よりも充分低いことから、第1種から除外して欲しい。	1	1	2							3
13	No.332「ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C=12-15)」は生分解性が良く、環境中濃度が生態毒性影響濃度よりも充分低いことから、第1種から除外して欲しい。	1	1	3							4
14	No.332「ポリ(オキシエチレン)＝アルキル＝エーテル(C12-15)」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)＝アルキル＝エーテル(C12-15)」に変更して欲しい。	1		1							1
15	No.333「錯塩を除く無機シアン化合物」において、シアン酸ナトリウム等のシアン酸塩類は、シアンイオンを生成せず、毒性も全く異なることから、シアン化合物と同じ分類として区別するべきでない。	1	1								1
16	No.336「クロム及び3価クロム化合物」は、溶解性に乏しく基本的に安全であることから、対象物質から外すべき。	1	1								1
17	No.336「クロム及び3価クロム化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定物質から除外してほしい。・クロムを含有するチタニウムイロ-3)・無機有色顔料中のクロム化合物(酸化物)(1)・クロムを含むCAS 68186903 C.I.ピグメントブラウン24(1)・クロムを含むアクリンブラック(1)	1	5			1					6
18	No.337「6価クロム化合物」は、化合物として物質を特定して欲しい。また、6価クロムから、クロム酸鉛を除外し、発ガンクラスを2ないし3として欲しい。	1	6			2					8
19	6価クロム化合物をまとめて発ガンクラス1としているが、参考資料1-6の表中で発ガンクラス2とある物質まで一括して表示することはやめてほしい。	1	1								1
20	No.338「ニッケル(金属)」の発ガン性/感作性/経口毒性/作業環境について、最新のACGIHが反映されていない。最新の情報・データから、見直しを行い対象から削除して欲しい。	1		1			2				3
21	No.338「ニッケル化合物」の発ガンクラスは、科学的根拠が明確になるまでは、「クラス2」とすべき。	1		1							1
22	溶解性ニッケル化合物は、ACGIHでA4に分類され、硫酸ニッケルなどは確認されていない。このような物質を「ニッケル化合物」と一括りにせず、分別すべき。	1		1							1
23	No.338「ニッケル化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定から除外してほしい。・ニッケルを含有するチタニウムイロ-(4)・水酸化ニッケル(1)・ジブチルジチオカルバミン酸ニッケル(1)・ニッケルを含むC.I.ピグメントイロ-53(1)	1	6			1					7
24	アンチモンを含有するチタニウムイロ-は、生理学的に安全・無害であるとされ、No.341「アンチモン及びその化合物」として一括指定することは、問題あり。	1	3			1					4
25	ビス(2-ペリジルテオ-1-オキシド)亜鉛は、「亜鉛化合物(溶解性)」に含まれるか。	1	1								1
26	No.342「亜鉛化合物(溶解性)」から酸化亜鉛(少なくとも無機焼成顔料中の亜鉛)は、除外してほしい。	1	1								1

27	「スズ及びその他無機化合物」を削除願いたい。	1	2										2
28	No.345「銀化合物」について、フリー銀イオンを生じないチオ硫酸銀錯塩のように、有害性の低い物質も対象とされているため、個別名称を上げていただくか、「銀化合物(フリーの銀イオンを生じる溶解性銀化合物)」とされたい。	1		1									1
29	No.346コバルトは、有害といって良いのか。	1	1										1
30	No.346「コバルト及びその化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定から除外してほしい。・コバルトイオンを含有するコバルトブルー(3)・磁気媒体に含有されるコバルトの酸化物(1)・コバルトを含むC.I.ピグメントブルー28(1)	1	4				1						5
31	No.347「銅(金属)」は、人間の生活の中に深く浸透している汎用金属であり、明確な理由もなく第1種指定化学物質に指定することは問題である。汎用金属の内銅のみが指定されることには納得できない。	1		1									1
32	No.348「銅化合物(溶解性)」から「水溶性銅フタロシアニン」を除外願いたい。	1	1										1
33	No.348「銅化合物(溶解性)」とせず、特定できる物質名とし、更に食品添加物は第一種指定化学物質から外すこと。	1					1						1
34	No.349「マンガン及びその化合物」において、マンガン酸化物でも2価のものと同4価のもので毒性が大きく異なる。化合物ごとに毒性を検討すべき。	1		1									1
35	No.350、モリブデンの有害性評価に用いたデータの信頼性に疑問がある。また、環境検出も発生源が特定された3カ所のみであり、単純に複数箇所検出と考えるのは、問題あり。	1	6				1						7
36	No.350「モリブデン及びその化合物」を削除又は、「溶解性及び三酸化モリブデン」に限定していただきたい。	1	1										1
37	物質選定に当たっては「元素及びその化合物」の取り扱いは十分な検討が必要、モリブデンについては、危険有害性の参考資料には、無機の一部が引用されているにすぎないのに、ピグメントレッド81、ピグメントバイオレット3、ピグメントブルー1等の有機金属化合物まで対象となるのはおかしい。	1	1										1
38	モリブデンを使用した染色レーキ顔料は変異原性試験では陰性との評価あり。	1	1										1
39	No.352「五酸化バナジウム」を改め、「バナジウム化合物」と変更していただきたい。	1	3										3
40	No.355「ホウ素及びホウ素化合物」に、トリフェニル(n-オクタデシルアミン)ポロンは含まれるか。	1	1										1
41	No.356「無機フッ素化合物」を除外してもらいたい。	1		1									1
42	No.356「無機フッ素化合物」について、六フッ化硫黄や蛍石等の比較的無害な物質も含まれる。真に対象となる物質名で規定すべき。	1	7	4			1						12
計		42	64	21			11						96

4. 第二種指定候補物質への意見

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	No.5「アミトロール」は、農薬登録が失効しているにもかかわらず環境中に見いだされているため、第一種に指定すべき。	1			1						1
2	No.49 (CAS No.101-68-8)の名称を、IUPAC命名法に準じながらできるだけ実用に近い表現であり、第1種No.32,33とも整合性の取れる4,4'-メチレンビス(フェニレンイソシアナート)としてほしい。	1	1								1
3	No.79「インジウム及びその化合物」はACGIHのTWA値(許容濃度)0.1mg/m ³ から選定されたようだが、同じTWA値であって同程度の毒性の金属が選定されていないことから、インジウムも二種指定から外してほしい。	1		1							1
4	No.80「白金化合物(溶解性)」は、二種指定から外してほしい。	1		1							1
計		4	1	2	1						4

5. 対象物質への追加意見

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	パリウムは、パイロット事業の対象であり毒劇法にもあるので入れるべきである。	1	1								1
2	「アスベスト」を第一種指定化学物質に指定すべき。	1			3					1	4
3	ベンゾ[a]ピレンやフルコアントレン等の多環芳香族炭化水素類は、発癌性物質として知られており、対象物質とすべきである。	1					1				1
4	「塩化水素(ガス状)」は、パイロット事業では対象であったが、PRTR法では第1種指定物質から外れている。理由はなぜ。	1					2				2
5	なぜ次の物質が第1種指定候補物質あるいは第2種指定候補物質から除外されるのか、教えて欲しい。*窒素酸化物*硫酸酸化物*煤塵*モンリオール議定書に記載されている物質で今回選定されていないもの*地球温暖化物質(二酸化炭素、代替フロン等のHFC,PFC,SF6)	1			1		2				3
6	獣医薬であるカルバドックスは発癌性が知られているが、指定されないのか。	1					1				1
7	「テフタル酸ジメチル」が、PRTR対象候補物質となっているが、原物質の「テフタル酸」は対象でないのか。	1	1								1
8	オーミンは、第二種No.16「マゼンタ」と同様に日本産業衛生学会で発ガン性物質の第2群Bに分類されているが、第2種には入っておらず、選定基準が不明。	1					1				1
9	農薬は、家庭用殺虫剤、シロアリ駆除剤等農業用だけではなく様々な分野で用いられており、仮に農薬としての数量が少なくともその他の分野での数量を合わせると選定基準の年間数量を超えることもあることから、農薬の活性成分は全て、第一種指定化学物質にすべきである。	1			1						1
10	農薬などに含まれる溶剤、界面活性剤、警戒剤、共力剤、その他の添加剤についても有害なものは第一種指定化学物質とすべき。(特に、オクタクロシプロピルエーテル)	1			1						1
11	放射性同位元素である天然ウラン、ヨウ素131も対象化学物質に加えるべき。	1					1				1
計		11	2		6		8		1		17

6. その他

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	制度当初として、多くの物質を対象とされたことは高く評価する。今後にも必要に応じて、増やすことを求める。	1			1						1
2	対象化学物質について、パイロット事業の対象物質と比較して大幅に増えていることは評価できる。	1			1						1
3	指定物質数を600にしてもらいたい。	1			1						1
4	「物質選定の具体的な考え方」の案の最後の部分の「状況に応じて定期的に見直すべき」との考えには、大いに賛成であるが、具体的な方策が全くふれられていない。早急な検討を望む。	1			1		1				2
5	見直しの際には、物質数を増やすべき。	1			1						1
6	現在問題とされている物やグレイゾーンにある物質があることから、対象にすべき物質の検討を早急に行い、今後の適切な見直し(時期・基準・数)を検討すべき。	1			2						2
7	第1種指定化学物質リストについて、農薬系、農薬系以外、無機化合物に大分類した上で、アイウエオ順にして検索しやすいようにしてほしい。	1		1			1				2
8	労働省のほうでも別途MSDSの物質指定を行うと聞いているが、PRTR法のもとで決められるMSDS交付義務とダブルスタンダードとなる。それでは、法の目的である「事業者の自主管理の促進」をそこうおそれがあるように思われる。省庁縦割の弊害はなくし、交付義務を課せられる物質は1本化すべき。	1					1				1
9	労安法で指定されているMSDS通知対象物質名とPRTR法の指定化学物質名とを統一し、同一化学物質が二つの名称にならないようにしてほしい。	1		1							1
10	環境庁、日化協で行っているパイロット事業に加えて、本法によるPRTRが始まれば、3本立てとなる。混乱を避けるため、化学物質を一致させてほしい。	1	1								1
計		10	1	2	7		3				13

II. 製品の要件について

1. 形態について

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	製品の要件の例外規定で、「一般消費者の生活の用に供される製品のうち指定化学物質が排出されないよう容器等に密閉状態で流通し、販売・提供されるもの」及び「密封されたままの状態で使用される形態の製品」を除外するのは、法の趣旨からして妥当ではない。	1			6		2				8
2	事業者も、事務所などで一般の生活の用に供される製品を使用する場合は多々あることから、これらの製品を事業活動に使用する場合（大量）には対象とし、それ以外の場合（少量の使用）には使用される場所に係らず対象外とすることを明記すべき。	1	1								1
3	農薬等の環境に直接排出される農薬等とは異なり、顔料やその塗膜は、環境排出が小さく、対象物質に指定するのは、合理的でない。	1	1								1
4	リサイクルを促進するよう、「売却され再生される製品」は（大きい規模の事業者に範囲を限定してでも）、MSDSの交付対象にすべき。	1					1				1
5	産業廃棄物処分業を事業として営む者が、廃棄物である廃油を原料として再生品である燃料用再生油を製造した場合には、この再生油のPRTRの届出やMSDSの交付等について、対象から除くことが適当である。廃棄物等（事業者から再生・再利用のために売却されるものも含む）は、種々雑多なもの集合体であり、含有する化学物質の割合も一定せず、どのような化学物質が含まれているか再生油の製造業者が自社分析等により把握することは困難である。	1	1								1
6	アスベストについてみた場合、主な使用用途が建材として使用され、多くの場合「切断等の加工」によって環境中に排出されている。しかしながら提案された案ではアスベスト含有建材等が対象とならなくなり、問題である。アスベスト含有建材を含めたアスベスト含有製品、売却され再生されるアスベスト含有製品及びアスベスト含有廃棄物について対象とすべき。	1			1						1
7	「製品の要件について(案)」の「天然物の取扱」の「なお書き」で輸入される原料アスベストは「製品」の対象となると考えるが、そのことをはっきりさせるべき。	1			1						1
8	MSDSの、取扱量による裾切りを行うべきである。（少量の標準試薬の問題）	1	1								1
9	仕入先から、塩化ビニールシートを材料として購入し、自動車部品に加工しているが、報告対象となるのか。	1	1								1
10	家庭用殺虫剤（蚊取り線香、電気蚊取り、エアゾール等）は、一般消費者の生活の用に供する製品で、指定化学物質が排出されないよう密封包装したまま流通・販売・提供されるので、PRTRの対象とならないと解釈して良いか。	1		1							1
11	製品要件の中に、取扱の過程で溶融、蒸発、又は溶解する製品とあるが、溶接等接合プロセスで大きい物は該当すると考えられるが、微小電子部品の組立等に使用されているワイヤボンディングや抵抗スポット溶接、レーザー溶接等も含まれるのか。	1	1								1
計		11	6	1	8		3				18

2. 含有率について

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	有害物質を検出限界以上含む商品は全て対象商品とすることを求める。	1			2						2
2	指定物質を含む商品は基本的に対象とすべきである。	1			2						2
3	製品の含有率による裾切りは、5%とする。	1	5	1			5				11
4	製品（混合物）に対する含有量の規定について見直すべき。	1	1				1				2
5	「〇〇及びその化合物」について、元素濃度換算で1%と判断すべき。	1	8	2							10
6	対象製品の要件(案)に「指定物質を1%以上(ただし…)含有するもの(気体の場合には、体積%、液体又は固体の場合には重量%)とすることが適当であると考えられる。」との記述があるが、気体、液体、固体のいずれにおいても「質量%」に統一すべきと考えます。	1		1							1
計		6	14	4	4		6				28

3. その他

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	局方医薬品各条に適合する範囲で、化学反応を伴わずに小分けして製造した医薬品は除外されたい。	1	1								1
2	製品の要件の「③固有の形状を有する混合物のうち取扱いの過程で指定化学物質を溶融、蒸発又は溶解する可能性のあるもの」において、取扱いの範囲を製品の使用者(消費者)に限定することを明記することが必要である。	1				1					1
3	医薬品のように卸が介在し、「一般消費者の生活の用」に供されるものと「事業者の用」に供されるものの比率などがわからない場合があるが、この場合、排出量の算定をどうすべきか。	1	1								1
4	「発ガン性クラス I の指定化学物質については0.1%以上含む製品を対象とする」という方針には賛成であり、労安法によるMSDS等を含め、類似の化学物質管理施策に関した統一した対応がとられること	1	1		1						2
計		4	3		1		1				5

Ⅲ. PRTR対象事業者について

1. 業種について

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	対象となる物質を取り扱っていれば業種に関わりなく対象とすべき。	1			1		1				2
2	除外されるのは、家族経営の農家や個人商店(特定の有害物質を扱うところは対象に)だけでいいのではないのでしょうか。	1			1						1
3	届出対象業種が少ないと思われるので、再度検討することを望む。	1			1						1
4	全業種を適用に。特に、建設業、建築解体業、冷凍・空調設備業、水道業、トラック、塗料、倉庫、百貨店・スーパー、(農薬・洗剤・医薬品・火薬の)販売業、清掃事務所、運搬業、ビルメンテナンス、消毒業、病院、ゴルフ場	1			1						1
5	製造業以外の大半が除外になっているが、アスベスト・フロンを扱う解体業、フロンを扱う冷凍空調設備業界、運輸業、倉庫業、卸・小売業、病院、ゴルフ場等の業界がなぜ除外されたのか合理的理由を示されたい。この規定はとりわけ問題が多いので全面的に策定し直し、全業種を対象とするよう求める。	1			1						1
6	対象業種に農業、林業、漁業、水産養殖業、非金属鉱業、総合工事業、職別工事業、設備工事業、水道業、水運業、航空運輸業、運輸に附帯するサービス業、電気通信業、娯楽業、機械・家具等修理業、協同組合、その他の事業サービス業、廃棄物処理業、医療業、保健衛生、教育、学術研究機関、その他のサービス業、国家公務、地方公務を追加すべき。	1			1						1
7	農林水産業業者、非農耕地用農薬散布業者、防疫用薬剤散布業者、シロアリ防除業者などは、個人・事業体を問わずすべて事業者とすべき。	1			1						1
8	自治体が管理する施設での農薬などの使用は、外部業者に委託するか否かにかかわらず、自治体が報告すべき。	1			1						1
9	農場、牧場、魚介類養殖業者、造園業者、シロアリ防除業者、木材処理業者、農薬空中散布業者、公園・街路樹・鉄道敷地・道路・河川敷・堤防・ゴルフ場・一般住宅・公共住宅・集合住宅・病院・幼稚園・学校・図書館・博物館・その他公共施設・オフィスビルなどでの農薬散布業者、ゴミ処分場・中間処分場・埋め立て処理場・集積場・下水処理場・電車・バス・航空機などの薬剤散布業者、畳業者、建材業者、家具製造業者は、対象とすべき。	1			1						1
10	対象業種に、ゴルフ場、病院、流通業者などを追加してほしい。	1			3						3
11	アスベストを対象にすることにより、「建設業」及び「アスベスト含有製品(建材等)製造業」も対象事業者に含まれるべき。	1			1						1
12	体外診断用医薬品製造業者は対象業種に該当するか。この場合、製造業の「化学工業」と解釈するのか。	1		1							1
13	体外診断用医薬品輸入業は、対象業種に含まれるか。	1		1							1
14	体外診断用医薬品製造・輸入・販売業は、PRTR及びMSDS対象業種から除外してほしい。	1		1							1
15	公務は対象業界に準ずるようだが、警察や自衛隊が対象業界に入るのか不明である。	1			1						1
計		15	3	14		1					18

2. 従業員数について

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	「常用雇用者数21人以上」とすることが適当とされているが、「常用雇用者数101人以上」に変更することを要望。	1	17				5				22
2	対象事業者の常用雇用者数は、もっと上げるべき。	1					1				1
3	対象事業者(常用雇用者21名以上)とすることは、国際的な整合性を充分考慮にいれて、見直し(大きくすること)をお願いしたい。	1	2	1							3
4	常用雇用者21人を50人(又は51人)以上とすることを希望。	1	1	1							2
5	常用雇用者数21人以上を中小企業の定義による製造業300人を目安に検討してほしい。無理なら100人程度。	1		1							1
6	業種別に別途定めた従業員数が100人以上または30人以上の事業所を有する事業者を対象として欲しい。	1	1								1
7	「事業者の規模要件としては、常用雇用者数21人以上とすることが適当である。」とすることの根拠が不明確であり、納得できない。	1	1	1	1						3
8	「常用雇用者数21人以上の事業者」となっているが、根拠が明確でない。100人以上でどうなるか。21人以上と比し、どの程度の差が出るかなど再検討願いたい。	1	1								1
9	洗濯業、廃棄物処理業など従業員が21人以下の小規模な事業所が多いが、一定の環境汚染物質の排出が見込まれる業種に限っては「10人」などのより低い基準の検討を要望する。	1			1						1
10	「常用雇用者数21人以上の事業者」では大きすぎる。10人程度としてはどうか。業界ごとにきめ細かな設定の方が良い。さらに非常勤も含んで、例えば「週38時間以上働く者の数」などとするのが妥当である。	1					1				1
11	個人商店などを除き全て対象にするためにも、職員数が6人以上(商店は3人以上)などとし、職員は非常勤を含み、週40時間を基準に人数をカウントすればよいのではないか。	1			1						1
12	「従業員数:常用雇用者数21人以上の事業者」という要件は削除すべき。	1			3		1				4
13	小規模事業所においても、環境汚染物質の排出の恐れがあるものは、対象事業者として検討すべき。	1			2						2
14	対象規模を零細にまで広げ、設備劣化や管理能力の低い工場などの排出量の把握、管理改善を徹底して環境保全を図ってほしい。	1			1						1
15	常用雇用者が21人以上は、甘すぎる。	1			1						1
16	常用雇用者数による裾切りをすべきでない。	1			1						1
17	従業員数設定が日本全体を推定するに足る偏りのないものであることの統計的説明を。	1					1				1
18	PRTRの対象事業者の従業員数は、他の法律(労働安全衛生法)と整合性をとるべきであると考えます。	1		1							1
19	「常用雇用者数21人以上の事業者」を事業所単位の雇用者数としていただきたい。	1		2							2
20	事業者の規模要件としては、「常用雇用者数101人以上の事業所を有する事業者」と「事業所を有する」を挿入すると共に、員数を増やすことが適当。	1		1							1
21	常用雇用者数を中小企業基本法との関係で21人以上としているが、当該法律と本法の対象事業者の要件には関係があるのか。	1	1								1
22	もし21人以上の会社全てに適用するのであれば、せめて中小企業に実施までの猶予期間を設けていただきたい。	1	1								1
23	小規模事業者に対し猶予期間(3年程度)も含め、対象事業規模については柔軟かつ現実的な対応を要望する。	1								1	1
24	常用雇用者数よりも取扱量で判断すべき。	1	1								1
25	主要な物質について、物質毎に累積カバ率を挙げて裾切りを議論すべきと思われる。	1					1				1
計		25	26	8	11		10		1		56

3. 取扱量等について
(1)取扱量について

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	「年間取扱量1t以上」の規定は妥当である。	1			1						1
2	取扱量を国際的な整合性から見て考え直して欲しい。	1	1								1
3	「年間取扱量が1t以上の事業所」とあるが、根拠を具体的に示してほしい。	1	1	1							2
4	米国で年間取扱量11tが、本法でなぜ1tが妥当なのかなどについて再検討願いたい。	1	1								1
5	年間取扱量1t以上の裾切りはサービス業の事業者には妥当ではないおそれがある。	1					1				1
6	対象化学物質の裾切りを、パイロット事業と同じ(10トン/年又は0.1トン/年)としなかった理由は。	1					1				1
7	「年間取扱数量1t以上」を「年間取扱数量11t以上(又は10t以上)」とすべき。(施行後見直しを行うべきとする意見を含む。)	1	23	7			7				37
8	対象事業者の取扱量は、年間100t以上、又は少なくとも10t超とすべき。	1	1								1
9	裾切り製造量10t以上、取扱量5t以上とすべき。	1					1				1
10	少なくとも当面は、米国、カナダと同等の10トン/年程度から始め、実績データ等を元に徐々に減少させるべきである。	1		1					1		2
11	法の制度の精神・目的と事業者能力・負担の間のバランスは基本的命題。STEPWISEに事を進めることでバランスを取れないか。	1	1				1				2
12	いずれかの対象物質(全物質でなく)の取扱量が事業所(事業者でなく)当たり1トンと、対象要件を著しく狭めたのも問題である。そもそも雇用の要件があればこの要件は不要だと考えるが、最低限、全ての物質の合計が、当該事業者の全ての事業所で1トンとすべきである。	1			1						1
13	取扱量は、限定すべきでない。	1			2						2
14	いずれかの対象物質取扱量が1トン以上は、甘すぎる。	1			1						1
15	有害性の程度に応じ、取扱量裾切りを段階的にしてほしい。	1	1								1
16	取扱量の裾切りは、製品量に含有率を乗じた値に基づく。	1	4	1			5				10
17	取り扱い量が年間1t以上である事業所とあるが、純分として1tとか5t又は10tとして対象事業者基準を作る。	1	1								1
18	金属化合物の取扱量には、元素の含有率をファクターとして取り入れ	1	1	1			1				3
19	年間取扱量1トンは、最低限確保すべきレベルだが、微量でも問題となる化学物質の存在も否定できないことから、今後の取扱量に関する速やかな検討を望む。	1			1						1
計		19	35	11	6		17		1		70

(2)特別の要件について

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	「発ガンクラスが1の物質は0.5t以上」の規定は妥当である。	1		1	1						2
2	工程中で、使用した原料中の第一種指定化学物質が濃縮されて、高濃度な副生成物ができる場合がばしばあるが、そのような原料を使用する事業者を、PRTR対象事業者とすべきである。追加するのが困難であれば、少なくとも移動報告の対象とすべき。	1	2				1				3
3	特別要件事項の項目②③④は廃掃法や大気汚染防止法で管理されており、特定化学物質の使用という面からは全く関連しないので除外を希望する。	1	1								1
4	対象事業者の特別要件の「②下水道終末処理施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出の対象施設を設置する事業者」を削除又は産業処理施設については、特定化学物質排出に関連する特定施設に限定してほしい。	1	1								1
計		4	4	1	1		1				7

4. その他

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	規模要件はもっと厳しくし、外の除外要件は設けないことを求める。	1			1						1
計		1			1						1

IV. パブリックコメントの対象外の事項につて

No	意見等	意見等の数	提出者							計	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	年間取扱量は何をもって取扱いとするのか。輸入の場合、輸入される化学品が、直接、客先や別法人のタンク、倉庫会社に入る場合は、当該輸入会社は、書類の取扱いのみとなるため、ここで規定される「取扱い」には、該当しないとするのが適当と考える。	1		1							1
2	(自社で製品としたものを)自家消費する場合は、法でいう「使用するもの」に該当しないと解してよいか。	1	1								1
3	事業者の所有する1事業所が、いずれかの特別要件に該当した場合、全事業所がPRTR法の対象となるか。	1	1								1
4	取扱量の規定文にある「いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者」について、該当する事業所を少なくとも1つ有する事業者(会社)は、該当しない事業所についても、報告の義務があるか。	1		1							1
5	対象事業者の事業所のうち、対象となる事業所の要件又は対象とならない事業所の要件を省令等で規定してほしい。	1	1								1
6	特別要件の取扱量の算出時に管理すべき数量の精度(tあるいはkg単位)は何処まで必要なか。	1	1								1
7	銀化合物(溶解性)という指定では原料購買(入り口)と製品販売(出口)がメタルのため不溶解性で製造工程途中が溶解性の場合対象となるかどうか紛らわしいので定義をしていただきたい。	1	1								1
8	対象化学物質が、一般に混合物中に存在している場合には、その含有量は正確な値ではなく、概算値(平均値若しくは偏差値等)を用いても差し支えないでしょうか。	1	1								1
9	工業用キシレンには、299.キシレンの他に233.エチルベンゼンが含有しておりますが、一括してキシレンとして報告しても差し支えないでしょうか。	1	1								1
10	金属化合物について個別に報告すると、重複する。(混合物単位で報告する事を想定)	1		1							1
11	廃棄物の移動量の報告を、資源リサイクルのための移動量と、廃棄物処分の移動量に分けて報告すべきである。これは、売却できる物、処理費が必要な物の別に係わらず報告すべき。	1	2	1			1				4
12	「売却され再生される製品」が製品の要件から除外される場合は、少なくとも移動量として報告させるべきである。	1	1								1
13	産業廃棄物の中間業者であるが、法により溶出試験によるデータが求められているが、この上含有試験によるデータも求められることになることになると人・コストの面で大きな負担になることから、溶出試験データを有効活用できるようにしてほしい。	1	1								1
14	大気排出に用いる計算式をできるだけ早く示してほしい。	1	1								1
15	簡潔なPRTR報告作成マニュアルを提示してもらいたい。	1	1								1
16	少量の排出量も国が把握を。	1					1				1
17	アスベストに関する国での推計は、①裾切り②既存製品の修繕・解体等によるもので、なお把握が困難なもの③アスベストを含有するブレーキライニング、ブレーキパッド等の摩滅によるもの④自然界由来のものを行う必要がある。	1			1						1
18	MSDSを一定の様式で電子情報の形で公開できないか。	1	1								1
19	顧客に提出するMSDSには、「〇〇及びその化合物」という表示でよいか。	1	1								1
20	リスクコミュニケーションに関し、人材育成に特段の力を投入することを要望します。	1							1		1
21	国は地方自治体と連携をはかり、事業者に対し必要な指導、助言を行い、特に中小企業に負担がかからないよう配慮する必要がある。	1							1		1
22	法を実施するに当たっては、届出事業者のために解りやすい法令の解説書や、個々の事例についてのQ&A集などの発行を準備されることを要望いたします。	1		1							1
23	(パイロット事業の)対象地域に東北・北海道も加え、全国規模の調査が必要。	1			1						1
24	廃棄物の移動先での処理状況、管理状況もパイロット事業に含めて実態を把握すべき。	1			1						1
25	PRTR法全般について、実効性、公平性から多くの疑問点がある。	1	1								1
26	中小企業者を巻き添えにした負担増を強いる悪法には断固反対。	1	1								1
27	物質選定・事業者の定義付けに科学的証明・科学的論理が充分になされていない感がある。	1					1				1
28	行政機関は、充分合理的・科学的と言えないまま国民に対して何かを求めるのに対し、国民は行政機関に対して要求するときに根拠・データ証明を明らかにしないと認められない。改める必要がある。	1					1				1
29	「国としての戦略」が明らかにされず、論議もされていないのではないか。	1					1				1
30	混合物業界においては施行日即実施は困難であるので、施行についても時間的な配慮をお願いしたい。	1		1							1

31	小規模の事業者まで対象にすることは現実的でないことから、産業廃棄物処理業者については排出報告のみが妥当。	1	1										1
32	漸進的・永続的取り組みが必要。実際に意味を持たないような集計のために中小規模事業者に負担を負わせないように。	1	1	1									2
33	農薬などに含まれるダイキソ類は、その含有量を報告させるべき。	1			1								1
34	本法に従って提出されるべきMSDSは、その名称を「PRTR-MSDS」と明記して従来のMSDSとは区別する必要がある。	1	1										1
35	労働省が進めているMSDSとPRTR法による化学物質の排出量表記について、整合性のあるものにしてほしい。	1									1		1
36	都道府県は対象物質、対象業種、対象事業者については関係審議会の原案にそったものではじめることが望ましい。管理活動に地域的な濃淡がでないよう要望する。	1									1		1
37	化学物質製造業者には、「汚染者負担の原則」を明記すべきと思う。	1						1					1
38	産業界の反対があっても、規模を縮小するな。	1						1					1
39	罰金額が少なく、違反することに抵抗を感じないのではないか。	1			1								1
計		39	20	7	5			7			4		43

1. 物質選定の考え方への意見

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	3	現時点でリスクが低いといわれているものであっても、人体や生態系に対する安全性が学術的に確認されたもの以外は全て対象にすべき。			3						
1 - 1		今回は有害性の高い物質が選ばれているが、将来的には安全確認がされていないものを全て選択すべき。科学的知見が得られていないからADI等の指標が不明な物質と、既に十分な知見が得られてADIがかなり高いものとは異なるはずだが、今回は同じ扱いになっている。			1						環一メ13
1 - 2		現時点でリスクが低いといわれているものも対象物質にするべきである。			1						環一メ20
1 - 3		人体や生態系に対する安全性が学術的に確認されたもの以外は全て対象にすべき。			1						環一コ34
2	1	外因性内分泌攪乱物質のような例もあり、現時点では毒性が低いとされる物質も広く対象物質にすべき。			1						
2 - 1		外因性内分泌攪乱物質のような例もあり、現時点では毒性が低いとされる物質も広く対象物質にすべき。			1						環一コ38
3	4	対象物質に指定することは、「その物質が重大な危険有害性を有する」との評価を国民に示すと言える。この影響は重大で、計り知れない。真に重大な危険有害性が認められる化合物に限定すべき。将来、新たな危険有害性が確認された段階で追加等の措置が講じられることは、異論ない。	3	1							
3 - 1		対象物質に指定することは、「その物質が重大な危険有害性を有する」との評価を国民に示すと言える。この影響は重大で、計り知れない。真に重大な危険有害性が認められる化合物に限定すべき。将来、新たな危険有害性が確認された段階で追加等の措置が講じられることは、異論ない。	1								通一コ39
3 - 2		対象物質に指定することは、「その物質が重大な危険有害性を有する」との評価を国民に示すと言える。この影響は重大で、計り知れない。真に重大な危険有害性が認められる化合物に限定すべき。将来、新たな危険有害性が確認された段階で追加等の措置が講じられることは、異論ない。		1							通一コ44
3 - 3		住宅地と近隣するところで、データが公開されると物質名だけで判断してトラブル多発が懸念される。「明らかに影響がある物質」「大規模事業者」「公益事業者」などからスタートし、徐々に拡大をはかるべき。	1								通一コ40
3 - 4		対象物質に指定された物質は、「その物質が重大な危険有害性を有する」との評価を国民に示すものであり、社会に及ぼす影響は重大である。対象物質には、十分な科学的根拠がなくともリスクがあると疑われているケースも多く、これが国民の大混乱となる恐れがある。科学的根拠のない選定規準により対象物質の範囲を拡大するのではなく、確立された危険有害性と環境リスクのトータルの評価により選定することを要望する。	1								環一メ12
4	1	PRTR対象候補物質の中に化粧品原料がリストされている。今後、化粧品への全成分表示の導入により、PRTR対象物質が化粧品に使用されていることが明白になるが、「身体に対しては安全な化学物質」と「環境を汚染する化学物質」を明確に分類して判断できる消費者は少なく、不必要な恐怖を煽られて消費者を混乱に陥れる可能性が高い。このため、化粧品原料となる物質には社会的必要性も考慮して選定してほしい。		1							
4 - 1		PRTR対象候補物質の中に化粧品原料がリストされている。今後、化粧品への全成分表示の導入により、PRTR対象物質が化粧品に使用されていることが明白になるが、「身体に対しては安全な化学物質」と「環境を汚染する化学物質」を明確に分類して判断できる消費者は少なく、不必要な恐怖を煽られて消費者を混乱に陥れる可能性が高い。このため、化粧品原料となる物質には社会的必要性も考慮して選定してほしい。		1							通一コ85
5	1	医薬品を対象物質から除外してほしい。		1							
5 - 1		医薬品を対象物質から除外してほしい。		1							厚一コ1
6	1	自然作用による化学変化の自然作用とは、どのような範囲を指すか。容易に生成するの容易性とは、どのような条件範囲か。燃焼は自然作用か。焼却はどうか。容易性とは化学反応と同様の程度と考えて良いか。(参考資料1-1, I-2)	1								
6 - 1		自然作用による化学変化の自然作用とは、どのような範囲を指すか。容易に生成するの容易性とは、どのような条件範囲か。燃焼は自然作用か。焼却はどうか。容易性とは化学反応と同様の程度と考えて良いか。(参考資料1-1, I-2)	1								通一コ11
7	1	参考資料1-1 PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)p5「事後的な大量排出の際などでは問題となるが、通常の環境濃度レベルで問題とならない有用性については、それのみをもって物質選定のための有害性項目として用いる必要はないと考えられる」中で言う「それのみをもって」という表現をしないといけなような物質として何が予想されるのか、具体的に検討すべき。					1				

7 - 1	1	参考資料1-1 PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)p5「事後的な大量排出の際などでは問題となるが、通常の環境濃度レベルで問題とならない有用性については、そのみをもって物質選定のための有害性項目として用いる必要はないと考えられる」中で言う「そのみをもって」という表現をしないといけないような物質として何が予想されるのか、具体的に検討すべき。					1					環-メ16
8	1	なぜ100トンが基本となるのか、「環境中に検出されやすくなる」という根拠が資料からは判断できない。根拠資料を明らかにして検討すべきである。					1					
8 - 1	1	なぜ100トンが基本となるのか、「環境中に検出されやすくなる」という根拠が資料からは判断できない。根拠資料を明らかにして検討すべきである。					1					環-メ16
9	1	第一種物質で年間で生産・輸入量100トン以上という選定基準は大きすぎる。				1						
9 - 2	1	第一種物質で年間で生産・輸入量100トン以上という選定基準は大きすぎる。				1						環-メ13
10	2	明らかに環境中に放出されやすい物質の基準は何か。(参考資料1-1, II-(2)イ)また、物質選定にあたり、「使用形態を特定することが困難である」から使用形態を考慮しないというのは安易すぎないか。	2									
10 - 1	1	「製造・輸入量」については、使用形態を考慮すべきである。(参考資料1-1, II-(2)イ-②)	1									通-コ11
10 - 2	1	明らかに環境中に放出されやすい物質の基準は何か。(参考資料1-1, II-(2)イ)	1									通-コ11
11	1	PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)の「I. 選定物質の基本的考え方」に、次の項目を追加してほしい。・この場合には、大気汚染防止法をはじめ、環境保全上の目的から制定されている他の法令で規制対象となっている物質を優先的に考慮の上、選定する必要がある。・また、目的は異なるとしても同様の制度が既に存在する場合には、それらの制度との整合性を重視して対象物質が選定されることが必要である。				1						
11 - 1	1	PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)の「I. 選定物質の基本的考え方」に、次の項目を追加してほしい。・この場合には、大気汚染防止法をはじめ、環境保全上の目的から制定されている他の法令で規制対象となっている物質を優先的に考慮の上、選定する必要がある。・また、目的は異なるとしても同様の制度が既に存在する場合には、それらの制度との整合性を重視して対象物質が選定されることが必要である。				1						環-メ22
12	1	PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)の「II 3. その他の留意事項」に、次の項目を追加してほしい。・諸外国で使用が禁止されている物質であり我が国で使用が認められている物質、または、そのような観点から我が国でも使用を禁止すべきという意見が出されている物質については、諸外国及び国内の状況を踏まえて優先的に検討した上で、必要に応じ追加。・その物質の使用により、死亡者などの重大な被害が発生しているという報告がある物質については優先的に検討した上で、追加。				1						
12 - 1	1	PRTR及びMSDS対象化学物質の選定方法について(案)の「II 3. その他の留意事項」に、次の項目を追加してほしい。・諸外国で使用が禁止されている物質であり我が国で使用が認められている物質、または、そのような観点から我が国でも使用を禁止すべきという意見が出されている物質については、諸外国及び国内の状況を踏まえて優先的に検討した上で、必要に応じ追加。・その物質の使用により、死亡者などの重大な被害が発生しているという報告がある物質については優先的に検討した上で、追加。				1						環-メ24
13	1	日本産業衛生学会等の許容濃度の適用に誤りがある。				1						
13 - 1	1	日本産業衛生学会等の許容濃度の適用に誤りがある。				1						環-コ39
計	19		7	2	8		2					

2. 対象候補物質全般への意見

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	33	「元素及びその化合物」としてまとめている物質について、元素自体に毒性がある場合に、その元素を含む化合物全体を対象とすることの根拠が示されていない。また、「元素及びその化合物」とすると対象物質の特定が困難。これらについては、対象物質を個々に特定する、安全性が証明されているものは除外するなどの対応が必要。	19	7			7				
1-1		「元素及びその化合物」としてまとめている物質について、他の物質と同様に特定すべき。					1				通一コ10
1-2		第一種指定候補物質のNo.333～No.356及び第二種指定候補として挙げている化合物について、指定する物質名とCASを具体的に示すべき。	1								環一メ8
1-3		「元素及びその化合物」と一括せず、物質ごとに指定すべき。					1				通一コ55
1-4		金属化合物の具体的な化合物名を挙げて指定すべき。					1				通一コ60
1-5		「〇〇及びその化合物」等になっている物全て毒性がほんとはあるのか。また、無機、有機の線引きも難しいため、対象物質を個々に特定してほしい。	1								通一コ5
1-6		ニッケル化合物は、物質名称で特定すべき。	1								通一コ8
1-7		第一種指定化学物質で、化合物は全体でグルーピングされているが、個々の化合物ごとに有害性の観点から選定すべきである。		1							環一コ24
1-8		「その化合物」では、物質を総括的に指定しているため、より具体的にすべきと考えます。	1								通一コ41
1-9		元素とその化合物は、有害性が科学的に確認された化合物に限定し、個々に明記すべき。					1				通一コ45
1-10		金属の「化合物」について具体的な毒性データのあるもののみ指定してほしい。	1								通一コ62
1-11		「金属元素及びその化合物」として一括表示されている物質については、CAS表示を行って欲しい。	1								通一コ72
1-12		対象物質は、できるだけ具体的に表示すべき。					1				環一コ26
1-13		「(金属)元素及びその化合物」と一括表示している物質について、見直しを希望。	1								通一コ17
1-14		「(金属)元素及びその化合物」と一括表示している物質について、見直しを希望。	1								通一コ20
1-15		「(金属)元素及びその化合物」と一括表示している物質について、見直しを希望。	1								通一コ23
1-16		「(金属)元素及びその化合物」として一括表示している物質について、一括表示では、対象範囲が広すぎ、元素としての含有量にもあまりにも幅があり、有害性についても根拠の弱いものも含まれてしまう危険性がある。					1				環一メ11
1-17		物質番号334～356は、化合物が含まれるため、全く同意できない。	1								通一コ30
1-18		物質番号334～356は、あまりにも包括的な指定であり、同意できない	1								通一コ39
1-19		物質番号334～357は、極めて包括的な指定であり、同意できない。			1						通一コ44
1-20		「(金属)元素及びその化合物」は、①物質名を示す。②除外規定を設ける。③当該元素含有量によりランク分けする。のいずれかの対応が必要。	1								通一コ13
1-21		「(金属)元素及びその化合物」は、①物質名を示す。②除外規定を設ける。③当該元素含有量によりランク分けする。のいずれかの対応が必要。	1								環一コ13
1-22		「元素及びその化合物」として取り扱った物質については、対象化学物質の選定方法(案)にもとづき、有害性のある物質を特定してリスト化していただくか、有害性の認められていない物質は除外するようにしていただきたい。		1							通一メ10
1-23		第一種指定候補物質並びに第二種指定候補物質において物質群として掲名されている化合物、例えば、第一種指定候補物質No333「錯塩を除く無機シアン化合物」などについては、「シアン化水素」などと固有化合物を特定して掲名していただきたい。		1							通一メ11
1-24		(金属)元素及びその化合物として指定せず、有害物質のみの指定を希望。	1								通一コ19
1-25		「元素及びその化合物」の指定方式のものは、有害性等を考慮し個々の物質ごとの指定とすることを要望。		1							通一コ32
1-26		「(金属)元素及びその化合物」としているものについて、①物質名を具体的に示す。②安全性が確認できているものは、除外する。③化合物中の元素含有量によって規定する。④対象物質を含有する物ごとにCAS No.をとり、管理する。(混合物もそれ自体を1物質として扱う)のいずれかで対応してほしい。	1								通一コ25
1-27		金属化合物について、化合物を個々に検討し、①物質名を具体的に列挙する。②影響のないものは、除外する。のいずれかで指定願いたい。	1								通一コ40
1-28		「金属(元素)及びその化合物」は範囲が広すぎる。見直してほしい。	1								通一コ54
1-29		「・及びその化合物」は、①物質名を具体的に表記する。②安全性確認済みのものを除外する。③元素の含有量によりランク分けする。のいずれかで対応願いたい。					1				通一コ64

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1 - 30		「(金属)元素及びその化合物」として一括表示している物質について、見直しをお願いしたい。[改訂案](1)物質名を具体的に表す。(2)明らかに安全性が証明されている化合物については除外規定を設ける(毒劇法のように)。(3)化合物の中に含まれる元素の含有量によりランク分けする。などが考えられる。		1							通一コ79
1 - 31		「…及びその化合物」は、①物質名を具体的に表記する。②安全性確認済みのものを除外する。③元素の含有量によりランク分けする。のいずれかで対処願いたい。	1								通一コ59
1 - 32		対象物質の選定根拠を明示してほしい。	1								通一コ58
1 - 33		「～類」や「金属及びその化合物」という物質群としての指定については、このような形で公表するのは問題ないが、適切な管理を行うために個別物質で指定してもらいたい。		1							通一メ15
2	7	「(金属)元素及びその化合物」は、元素としての含有量に幅があり、有害性に強弱があることから、当該元素含有量によりランク分けすることが必要。	4	2			1				
2 - 1		「(金属)元素及びその化合物」は、当該元素含有量によりランク分けが必要。	1								通一コ13
2 - 2		「(金属)元素及びその化合物」は、当該元素含有量によりランク分けが必要。	1								環一コ13
2 - 3		「元素及びその化合物」の指定方式のものは、有害性等を考慮し個々の物質ごとの指定とすることを要望。		1							通一コ32
2 - 4		「(金属)元素及びその化合物」としているものについて、化合物中の元素含有量によって規定してほしい。	1								通一コ25
2 - 5		「…及びその化合物」は、元素の含有量によりランク分け願いたい。					1				通一コ64
2 - 6		「(金属)元素及びその化合物」として一括表示している物質について、化合物の中に含まれる元素の含有量によりランク分けが考えられる。		1							通一コ79
2 - 7		「…及びその化合物」は、元素の含有量によりランク分け願いたい。	1								通一コ59
3	7	合金類、金属間化合物は、無害な形態をとっていることから指定化学物質から除外することが適当。	2	3			2				
3 - 1		合金類、金属間化合物は、無害な形態をとっていることから指定化学物質から除外することが適当。		1							通一コ74
3 - 2		合金という表現はPRTR法の何処にもないが、法の定義からすると合金は元素でないため化合物となると理解する。そうしたとき、非常に安全であるステンレス(鉄、ニッケル、クロム合金)、半田等も対象となるが、法の趣旨から見て根拠が薄いと思われるが、A化合物(Aは元素)とある場合、Aを1%以上含む全ての化合物を指すのか。この場合、膨大な対象となり合金の時と同じ様な問題(有害性の根拠が薄いものが混じる)が出てくる。	1								環一コ19
3 - 4		「ア」取扱の過程で溶融、蒸発又は溶解する製品」の例として、「合金等のインゴット等」と記載されているが、合金は例として不適当である。		1							環一コ24
3 - 5		「化合物」の物質名から合金の塊等対象化学物質本来の毒性を示さない形態のものは、対象指定物質から除外すべき。	1								通一コ78
3 - 6		合金は、それぞれ固有の特性を持っており、その特性は、合金成分の特性とは異なり、単なる混合物ではないことから、1%以上含有すると言うだけで混合物として対象となるのは妥当ではない。					1				環一コ15
3 - 7		混合物と合金の考え方を区別して検討する必要がある。					1				環一メ18
3 - 8		金属については、合金を指定対象物質から外す。		1							通一コ74
4	4	複合酸化物系顔料は、金属酸化物の複合体であり、単一金属酸化物の有する物理的・化学的性質は失われていると判断されている。また、米国でFDAでも認可されており、指定化学物質から除外してほしい。を対象から除外してほしい。	4								
4 - 1		No.336.339~343.346.348~350から複合酸化物系顔料を除外願いたい。	1								通一コ66
4 - 2		クロム、ニッケル、鉛、アンチモン、亜鉛、スズ、コバルト、銅、マンガン、モリブデンの金属酸化物で合成された”無機複合酸化物顔料”は対象から外して欲しい。	1								通一コ72
4 - 3		複合酸化物系顔料を対象から除外してほしい。	1								通一コ59
4 - 4		認可されている顔料(金属酸化物)は指定除外してほしい。	1								通一コ54
5	1	溶解性金属化合物には、金属がイオンとして溶解する以外に、含金属染料などの有機キレート化合物がある。これらは除外していただきたい。	1								
5 - 1		溶解性金属化合物には、金属がイオンとして溶解する以外に、含金属染料などの有機キレート化合物がある。これらは除外していただきたい。	1								通一コ40
6	13	「溶解性」の定義を教えてください。	8	4			1				
6 - 1		「溶解性」の定義を教えてください。	1								環一メ4
6 - 2		「(金属)元素及び化合物」でいう、溶解性の内容を具体的に示して欲しい。	1								通一コ13
6 - 3		「(溶解性)」の定義をする必要がある。	1								環一コ12
6 - 4		「溶解性」は、何に対する溶解性か。	1								通一メ7
6 - 5		「溶解性」の定義、測定方法及び溶解性の判定基準を明確にするか、対象となる物質を特定して下さい。		1							通一メ10

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
6 - 6		候補物質のうち、金属化合物(可溶性)の表現(例:ニッケル化合物(可溶性)など)があるが、可溶性の定義を明確にするための説明を入れていただきたい。		1							通一メ13
6 - 7		指定候補物質No.342、亜鉛化合物(溶解性)、No.345銀化合物(溶解性)、No.348銅化合物(溶解性)等の溶解性は、水溶性と判断して良いか。		1							通一コ52
6 - 8		(溶解性)について、判断を統一するために具体的に示してほしい。	1								通一コ25
6 - 9		「亜鉛化合物(溶解性)」について、「溶解性」を具体的に明確に定義していただきたい。		1							環一コ24
6 - 10		「溶解性」の定義を明確にしてほしい。	1								通一コ41
6 - 11		溶解性とは具体的に何に対して(水か、酸か等)、どのような条件での溶解か(常温か、熱水かなど)等を、数値(溶解度など)で明らかにする必要がある。今のままでは、物質によっては溶解性の判断が個々に異なる可能性がある。					1				環一メ11
6 - 12		一般的に溶媒は水と考えるが、PRTRの目的から何種類かの溶媒がかかわると考えられる。水と反応する場合も念頭に置いて、溶解性の定義は。	1								環一コ37
6 - 13		「溶解性」の定義を教えてください。	1								通一コ54
7	2	「(金属)元素及び化合物」で、(溶解性)指定の有無の根拠を示して欲しい。	2								
7 - 1		「(金属)元素及び化合物」で、(溶解性)指定の有無の根拠を示して欲しい。	1								通一コ13
7 - 2		「溶解性」との注意書きの有無の区別根拠が不明。	1								通一コ59
8	1	No.334～No.354の金属類について全て「(溶解性)」の項を入れるか「廃棄物については、溶出試験による」項目を入れてほしい。	1								
8 - 1		No.334～No.354の金属類について全て「(溶解性)」の項を入れるか「廃棄物については、溶出試験による」項目を入れてほしい。	1								環一コ12
9	1	化審法で「生分解性あり」と判定された物質については、一義的に除外すべき。	1								
9 - 1		化審法で「生分解性あり」と判定された物質については、一義的に除外すべき。	1								通一コ53
10	1	対象化合物の最終的な有害性分類(ハザードランク)を検討し、公にしてほしい。				1					
10 - 1		対象化合物の最終的な有害性分類(ハザードランク)を検討し、公にしてほしい。				1					環一コ31
11	1	「有機」の定義を明確にしてほしい。	1								
11 - 1		「有機」の定義を明確にしてほしい。	1								通一コ41
12	1	「無機」の定義を明確にしてほしい。	1								
12 - 1		「無機」の定義を明確にしてほしい。	1								通一コ41
13	1	対象化学物質の異性体は、無視してもかまわないのでしょうか。	1								
13 - 1		対象化学物質の異性体は、無視してもかまわないのでしょうか。	1								環一メ15
14	2	候補物質の有害性の具体的な数値が示されておらず、選定根拠があいまい。	2								
14 - 1		候補物質の有害性の具体的な数値が示されておらず、選定根拠があいまい。	1								通一コ80
14 - 2		毒性データの明細もなく、どの様な有害性を根拠に対象物質を定めたのか全く不明で真偽のほどが疑わしい。環境中で有害性を持つであろうとの推測の元に指定することは言語道断。	1								通一コ30
計	75		47	16	1		11				

3. 第一種指定候補物質への意見

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	3	No.20の中にNo.193は含まれるため、No.20に一本化すべきである。	2	1							
1 - 1		No.20の中にNo.193は含まれるため、No.20に一本化すべきである。	1								通一コ6
1 - 2		No.20の中にNo.193は含まれるため、No.20に一本化すべきである。		1							通一コ7
1 - 3		No.20とNo.193の物質は、No.20に一本化すべき。	1								通一コ9
2	1	選定基準に立ち返り、物質の見直しを。(テトラフルオロエチレン、ピロカテコールは、IARC3であり、2である基準に合わない)	1								
2 - 1		選定基準に立ち返り、物質の見直しを。(テトラフルオロエチレン、ピロカテコールは、IARC3であり、2である基準に合わない)	1								通一コ65
3	1	No. 41「3, 3'-ジクロロベンジジン」(CAS No.91-94-1)を除外してほしい。	1								
3 - 1		No. 41「3, 3'-ジクロロベンジジン」(CAS No.91-94-1)を除外してほしい。	1								環一メ12
4	1	No.76「グルタルアルデヒド」は、使用実態等から対象外が妥当。	1								
4 - 1		No.76「グルタルアルデヒド」は、使用実態等から対象外が妥当。	1								通一コ48
5	1	No.84「イソチオキサントン」について、農薬経口毒性表のADI値から判断すると、経口クラスは2(3の間違い)が妥当と思うが、第1種候補表を見るとクラスが1となっているが、どのような判断からこうなったのか。	1								
5 - 1		No.84「イソチオキサントン」について、農薬経口毒性表のADI値から判断すると、経口クラスは2(3の間違い)が妥当と思うが、第1種候補表を見るとクラスが1となっているが、どのような判断からこうなったのか。	1								環一コ1
6	1	No.147(CAS No.64440-88-6)のビス(ジメチル〜)ニズは、ビス(ジメチル〜)ニ重鉛ではないか。	1								
6 - 1		No.147(CAS No.64440-88-6)のビス(ジメチル〜)ニズは、ビス(ジメチル〜)ニ重鉛ではないか。	1								通一メ7
7	1	No. 197 (CAS No.5124-30-1: フレニビス(4,1-シクロヘキシルイソシアナート)の名称をIUPAC命名法に準じながらできるだけ実用に近い表現であり、第1種No.32,33とも整合性の取れる4,4'-メチレンビス(シクロヘキシルイソシアナート)としてほしい。	1								
7 - 1		No. 197 (CAS No.5124-30-1: フレニビス(4,1-シクロヘキシルイソシアナート)の名称をIUPAC命名法に準じながらできるだけ実用に近い表現であり、第1種No.32,33とも整合性の取れる4,4'-メチレンビス(シクロヘキシルイソシアナート)としてほしい。	1								通一メ4
8	1	No.248「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム塩酸塩」を「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド」に変更して欲しい。		1							
8 - 1		No.248「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム塩酸塩」を「ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウムクロリド」に変更して欲しい。		1							通一コ68
9	1	No.302「p-ジクロロベンゼン」の発癌クラス2、経口クラス3及び作業環境4を削除していただきたい。	1								
9 - 1		No.302「p-ジクロロベンゼン」の発癌クラス2、経口クラス3及び作業環境4を削除していただきたい。	1								通一コ1
10	1	No.329「ポリ(オキシエチレン)＝4-オクチルフェニル＝エーテル」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)＝オクチルフェニル＝エーテル」に変更して欲しい。また、この名称に対応したCAS番号である「9036-19-5」を採用して欲しい。		1							
10 - 1		No.329「ポリ(オキシエチレン)＝4-オクチルフェニル＝エーテル」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)＝オクチルフェニル＝エーテル」に変更して欲しい。また、この名称に対応したCAS番号である「9036-19-5」を採用して欲しい。		1							通一コ68
11	1	No.330「ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニル＝エーテル」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)＝ノニルフェニル＝エーテル」に変更して欲しい。		1							
11 - 1		No.330「ポリ(オキシエチレン)＝ノニルフェニル＝エーテル」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)＝ノニルフェニル＝エーテル」に変更して欲しい。		1							通一コ68
12	3	No.331「アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(直鎖型)(C=10-14)」は生分解性が良く、環境中濃度が生態毒性影響濃度よりも充分低いことから、第1種から除外して欲しい。	1	2							
12 - 1		No.331「アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(直鎖型)(C=10-14)」は生分解性が良く、環境中濃度が生態毒性影響濃度よりも充分低いことから、第1種から除外して欲しい。		1							通一コ82
12 - 2		第1種331を除外してもらいたい。(生分解性が高い)		1							通一コ83
12 - 3		「アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(直鎖型)」は、生産量が多くとも環境に対しての影響がほとんどないと考えられ、PRTR対象物質にするべきものではないと考えます。	1								通一コ86
13	4	No.332「ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル(C=12-15)」は生分解性が良く、環境中濃度が生態毒性影響濃度よりも充分低いことから、第1種から除外して欲しい。	1	3							

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
13	- 1	No.332「ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(C=12-15)」は生分解性が良く、環境中濃度が生態毒性影響濃度よりも充分低いことから、第1種から除外して欲しい。		1							通一コ82
13	- 2	「ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル」生産量が多くとも環境に対しての影響がほとんどないと考えられ、PRTR対象物質にするべきものではないと考えます。	1								通一コ86
13	- 3	「ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(C=12-15)」を候補物質から削除してほしい。		1							通一コ83
13	- 4	PRTR対象候補物質の中に化粧品原料がリストされている(例:ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(C=12-15))。「身体に対して安全な化学物質」であり、第一種から除外してほしい。		1							通一コ85
14		No.332「ポリ(オキシエチレン)=アルキル=エーテル(C12-15)」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)=アルキル=エーテル(C12-15)」に変更して欲しい。		1							
14	- 1	No.332「ポリ(オキシエチレン)=アルキル=エーテル(C12-15)」を「ポリ(オキシエチレン)(EO:10モル未満)=アルキル=エーテル(C12-15)」に変更して欲しい。		1							通一コ68
15		No.333「錯塩を除く無機シアン化合物」において、シアン酸ナトリウム等のシアン酸塩類は、シアンイオンを生成せず、毒性も全く異なることから、シアン化合物と同じ分類として区別するべきでない。	1								
15	- 1	No.333「錯塩を除く無機シアン化合物」において、シアン酸ナトリウム等のシアン酸塩類は、シアンイオンを生成せず、毒性も全く異なることから、シアン化合物と同じ分類として区別するべきでない。	1								通一メ1
16		No.336「クロム及び3価クロム化合物」は、溶解性に乏しく基本的に安全であることから、対象物質から外すべき。	1								
16	- 1	No.336「クロム及び3価クロム化合物」は、溶解性に乏しく基本的に安全であることから、対象物質から外すべき。	1								通一コ3
17		No.336「クロム及び3価クロム化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定物質から除外してほしい。・クロムを含有するチタニウム(3)・無機有色顔料中のクロム化合物(酸化物)(1)・クロムを含むCAS 68186903 C.I.ピグメントブラウン24(1)・クロムを含むアニリンブラック(1)	5				1				
17	- 1	クロムを含有するチタニウムクロム(3)は、生理学的に安全・無害であるとされている。クロム及び3価クロム化合物として一括指定することは、問題あり。	1								通一コ13
17	- 2	クロムを含有するチタニウムクロム(3)は、生理学的に安全・無害であるとされている。クロム及び3価クロム化合物として一括指定することは、問題あり。	1								環一コ13
17	- 3	クロムを含有するチタニウムクロム(3)は、生理学的に安全・無害であるとされている。クロム及び3価クロム化合物として一括指定することは、問題あり。					1				環一メ11
17	- 4	クロムを含有する無機有色顔料中のクロム化合物(酸化物)について、物理的、化学的に安定であり、指定物質から除外してほしい。	1								環一コ9
17	- 5	クロムを含むCAS68186903 C.I.ピグメントブラウン24は、該当しないと思われるので、検討願う。	1								環一コ32
17	- 6	アニリンブラックは銅フタロシアニンと同等の扱いをするのが適当である。(対象とする必要はない。)	1								通一コ11
18		No.337「6価クロム化合物」は、化合物として物質を特定して欲しい。また、6価クロムから、クロム酸鉛を除外し、発ガンクラスを2ないし3として欲しい。	6				2				
18	- 1	6価クロムは、化合物として物質を特定してほしい。	1								通一コ13
18	- 2	6価クロムは、化合物として物質を特定してほしい。					1				環一メ11
18	- 3	(1)六価クロム化合物としてではなく、化合物の種類により性質が異なる。(2)クロム酸鉛は其中最も難溶な化合物であるため、溶解性を考慮されたい。以上のようなことから「六価クロム化合物」として一括表示している件について見直しをお願いしたい。	1								通一コ76
18	- 4	6価クロムは、化合物として物質を特定してほしい。	1								通一コ73
18	- 5	6価クロムから、クロム酸鉛を除外してほしい。(鉛化合物からの除外に言及なし)	1								通一コ13
18	- 6	6価クロムから、クロム酸鉛を除外し、クラス2として別記してほしい。	1								環一コ7
18	- 7	6価クロムから、クロム酸鉛を除外し、クラス2ないし3としてほしい。					1				環一メ11
18	- 8	6価クロム化合物の場合、クロム酸鉛を主成分とする黄鉛は難溶性であり疫学調査の結果有意性を認め難いとされている。	1								通一コ20
19		6価クロム化合物をまとめて発ガンクラス1としているが、参考資料1-6の表中で発ガンクラス2とある物質まで一括して表示することはやめてほしい。	1								
19	- 1	6価クロム化合物をまとめて発ガンクラス1としているが、参考資料1-6の表中で発ガンクラス2とある物質まで一括して表示することはやめてほしい。	1								環一コ7
20		No.338「ニッケル(金属)」の発ガン性/感作性/経口毒性/作業環境について、最新のACGIHが反映されていない。最新の情報・データから、見直しを行い対象から削除して欲しい。		1			2				
20	- 1	ニッケル(メタル)の発ガン性/感作性/経口毒性/作業環境について、最新の情報・データから、見直しを行い対象から削除してほしい。					1				環一コ15

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
20	- 2	No.338「ニッケル(金属)」の発ガン性/感作性/経口毒性/作業環境について、最新のACGIHが反映されていない。最新の情報・データから、見直しを行い対象から削除して欲しい。		1							環一コ24
20	- 3	ニッケル(メタル)については最新のACGIHデータを採用するべき。					1				環一メ18
21	1	No.338「ニッケル化合物」の発ガンクラスは、科学的根拠が明確になるまでは、「クラス2」とすべき。		1							
21	- 1	No.338「ニッケル化合物」の発ガンクラスは、科学的根拠が明確になるまでは、「クラス2」とすべき。		1							通一コ33
22	1	溶解性ニッケル化合物は、ACGIHでA4に分類され、硫酸ニッケルなどは確認されていない。このような物質を「ニッケル化合物」と一括りにせず、分別すべき。		1							
22	- 1	溶解性ニッケル化合物は、ACGIHでA4に分類され、硫酸ニッケルなどは確認されていない。このような物質を「ニッケル化合物」と一括りにせず、分別すべき。		1							環一コ24
23	7	No.338「ニッケル化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定から除外してほしい。・ニッケルを含有するチタニウムエロ-(4)・水酸化ニッケル(1)・ジブチルジチオカルバミン酸ニッケル(1)・ニッケルを含むC.I.ピグメントエロ-53(1)	6				1				
23	- 1	ニッケルイオンを含有するチタニウムエロ-は、有害性が低く、ニッケル化合物として一括指定することは、問題あり。	1								通一コ13
23	- 2	ニッケルを含有する無機有色顔料中のニッケル化合物について、物理的、化学的に安定であり、指定物質から除外してほしい。	1								環一コ10
23	- 3	ニッケルイオンを含有するチタニウムエロ-は、有害性が低く、ニッケル化合物として一括指定することは、問題あり。	1								環一コ13
23	- 4	ニッケルイオンを含有するチタニウムエロ-は、有害性が低く、ニッケル化合物として一括指定することは、問題あり。					1				環一メ11
23	- 5	弊社で取り扱っている水酸化ニッケルについて、第1種指定化学物質のリストに「ニッケル化合物」があるが、水酸化ニッケルは発ガン性クラス1及び2に該当しないため、対象外としてほしい。	1								環一コ11
23	- 6	有機ゴム薬品の、ジブチルジチオカルバミン酸ニッケルもニッケル化合物であると考えられるが、安全衛生上問題なく、第一種指定化学物質には不相当である。	1								通一コ8
23	- 7	ニッケルを含むCAS8007189or71077184 C.I.ピグメントエロ-53は、該当しないと思われるので、検討願う。	1								環一コ32
24	4	アンチモンを含有するチタニウムエロ-は、生理学的に安全・無害であるとされ、No.341「アンチモン及びその化合物」として一括指定することは、問題あり。	3				1				
24	- 1	アンチモンを含有するチタニウムエロ-は、生理学的に安全・無害であるとされ、No.341「アンチモン及びその化合物」として一括指定することは、問題あり。	1								通一コ13
24	- 2	アンチモンを含有するチタニウムエロ-は、生理学的に安全・無害であるとされ、アンチモン及びその化合物として一括指定することは、問題あり。	1								環一コ13
24	- 3	アンチモンを含有するチタニウムエロ-は、生理学的に安全・無害であるとされ、アンチモン及びその化合物として一括指定することは、問題あり。					1				環一メ11
24	- 4	アンチモンを含有する無機焼成顔料中のアンチモン化合物(チタニウムエロ-)について、物理的、化学的に安定な状態で存在していることから、対象から除外してほしい。	1								環一コ14
25	1	ビス(2-ピリジルチオ-1-オキシド)亜鉛は、「亜鉛化合物(溶解性)」に含まれるか。	1								
25	- 1	ビス(2-ピリジルチオ-1-オキシド)亜鉛は、「亜鉛化合物(溶解性)」に含まれるか。	1								通一メ7
26	1	No.342「亜鉛化合物(溶解性)」から酸化亜鉛(少なくとも無機焼成顔料中の亜鉛)は、除外してほしい。	1								
26	- 1	No.342「亜鉛化合物(溶解性)」から酸化亜鉛(少なくとも無機焼成顔料中の亜鉛)は、除外してほしい。	1								環一コ29
27	2	「スズ及びその他無機化合物」を削除願いたい。	2								
27	- 1	「スズ及びその他無機化合物」を削除願いたい。	1								環一メ2
27	- 2	酸化スズは、安全性が高く、対象から除外してもらいたい。	1								環一コ28
28	1	No.345「銀化合物」について、フリー銀イオンを生じないチオスルファト銀錯塩のように、有害性の低い物質も対象とされているため、個別名称を上げていただくか、「銀化合物(フリーの銀イオンを生じる溶解性銀化合物)」とされたい。		1							
28	- 1	No.345「銀化合物」について、フリー銀イオンを生じないチオスルファト銀錯塩のように、有害性の低い物質も対象とされているため、個別名称を上げていただくか、「銀化合物(フリーの銀イオンを生じる溶解性銀化合物)」とされたい。		1							通一メ14
29	1	No.346コバルトは、有害といって良いのか。	1								
29	- 1	No.346コバルトは、有害といって良いのか。	1								通一コ13
30	5	No.346「コバルト及びその化合物」のうち、以下の物質は安全と考えられるので指定から除外してほしい。・コバルトイオンを含有するコバルトブルー(3)・磁気媒体に含有されるコバルトの酸化物(1)・コバルトを含むC.I.ピグメントブルー-28(1)	4				1				
30	- 1	コバルトイオンを含有するコバルトブルーは、有害性が低く、コバルト及びその化合物として一括指定することは、問題あり。	1								通一コ13
30	- 2	コバルトイオンを含有するコバルトブルーは、有害性が低く、コバルト及びその化合物として一括指定することは、問題あり。	1								環一コ13

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体	
30	- 3	コバルトイオンを含有するコバルトブルーは、有害性が低く、コバルト及びその化合物として一括指定することは、問題あり。					1			環一メ11
30	- 4	磁気媒体に含有されるコバルトの酸化物は、除外していただきたい。	1							環一コ30
30	- 5	コバルトを含むCAS1345160or68186867 C.I.ピグメントブルー28は、該当しないと思われるので、検討願う。	1							環一コ32
31	1	No.347「銅(金属)」は、人間の生活の中に深く浸透している汎用金属であり、明確な理由もなく第1種指定化学物質に指定することは問題である。汎用金属の内銅のみが指定されることには納得できない。		1						
31	- 1	No.347「銅(金属)」は、人間の生活の中に深く浸透している汎用金属であり、明確な理由もなく第1種指定化学物質に指定することは問題である。汎用金属の内銅のみが指定されることには納得できない。		1						環一コ16
32	1	No.348「銅化合物(溶解性)」から「水溶性銅フタロシアニン」を除外願いたい。	1							
32	- 1	No.348「銅化合物(溶解性)」から「水溶性銅フタロシアニン」を除外願いたい。	1							通一コ65
33	1	No.348「銅化合物(溶解性)」とせず、特定できる物質名とし、更に食品添加物は第一種指定化学物質から外すこと。					1			
33	- 1	No.348「銅化合物(溶解性)」とせず、特定できる物質名とし、更に食品添加物は第一種指定化学物質から外すこと。					1			厚一コ2
34	1	No.349「マンガン及びその化合物」において、マンガン酸化物でも2価のものと4価のもの毒性が大きく異なる。化合物ごとに毒性を検討すべき。		1						
34	- 1	No.349「マンガン及びその化合物」において、マンガン酸化物でも2価のものと4価のもの毒性が大きく異なる。化合物ごとに毒性を検討すべき。		1						環一コ24
35	7	No.350、モリブデンの有害性評価に用いたデータの信頼性に疑問がある。また、環境検出も発生源が特定された3カ所のみであり、単純に複数箇所検出と考えるのは、問題あり。	6				1			
35	- 1	No.350、モリブデンの有害性評価に用いたデータの信頼性に疑問がある。また、環境検出も発生源が特定された3カ所のみであり、単純に複数箇所検出と考えるのは、問題あり。	1							通一コ13
35	- 2	米国で公開されたリストでは、三酸化モリブデンとして物質を特定しており、モリブデンの毒性が物質により異なることからモリブデンの毒性が元素由来とは思われない。また、環境検出でも発生源の判明している3カ所のみであることから、他の物質と同レベルにすることも問題である。	1							環一コ7
35	- 3	米国で公開されたリストでは、三酸化モリブデンとして物質を特定しており、モリブデンの毒性が物質により異なることからモリブデンの毒性が元素由来とは思われない。また、環境検出でも発生源の判明している3カ所のみであることから、他の物質と同レベルにすることも問題である。					1			環一メ11
35	- 4	米国で公開されたリストでは、三酸化モリブデンとして物質を特定しており、モリブデンの毒性が物質により異なることからモリブデンの毒性が元素由来とは思われない。	1							通一コ15
35	- 5	モリブデン及びその化合物として指定されているが、有害性が元素由来と考えられず、個別指定する必要がある。	1							通一コ13
35	- 6	モリブデンの有害性評価の経口クラスのランク3について、WHOのガイドライン値を経口クラスの判断値にすることは問題がある。	1							通一コ15
35	- 7	モリブデンについては人間生活上では考慮しなくとも良い元素である。	1							通一コ15
36	1	No.350「モリブデン及びその化合物」を削除又は、「溶解性及び三酸化モリブデン」に限定していただきたい。	1							
36	- 1	No.350「モリブデン及びその化合物」を削除又は、「溶解性及び三酸化モリブデン」に限定していただきたい。	1							通一コ40
37	1	物質選定に当たっては「元素及びその化合物」の取り扱いには十分な検討が必要、モリブデンについては、危険有害性の参考資料には、無機の一部が引用されているにすぎないのに、ピグメントレッド81、ピグメントバイオレット3、ピグメントブルー1等の有機金属化合物まで対象となるのはおかしい。	1							
37	- 1	物質選定に当たっては「元素及びその化合物」の取り扱いには十分な検討が必要、モリブデンについては、危険有害性の参考資料には、無機の一部が引用されているにすぎないのに、ピグメントレッド81、ピグメントバイオレット3、ピグメントブルー1等の有機金属化合物まで対象となるのはおかしい。	1							通一コ14
38	1	モリブデンを使用した染色レーキ顔料は変異原性試験では陰性との評価有り。	1							
38	- 1	モリブデンを使用した染色レーキ顔料は変異原性試験では陰性との評価有り。	1							通一コ15
39	3	No.352「五酸化バナジウム」を改め、「バナジウム化合物」と変更していただきたい。	3							
39	- 1	No.352「五酸化バナジウム」を改め、「バナジウム化合物」と変更していただきたい。	1							通一メ12
39	- 2	「五酸化バナジウム」を「バナジウム化合物」と変更すべきである。	1							通一コ71

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
39 - 3		第一種指定物質の「五酸化バナジウム」を改めて「バナジウム化合物」と変更していただきたい。	1								通一コ78
40	1	No.355「ホウ素及びホウ素化合物」に、トリフェニル(n-オクタデシルアミン)ボロンは含まれるか。	1								
40 - 1		No.355「ホウ素及びホウ素化合物」に、トリフェニル(n-オクタデシルアミン)ボロンは含まれるか。	1								通一メ7
41	1	No.356「無機フッ素化合物」を除外してもらいたい。		1							
41 - 1		No.356「無機フッ素化合物」を除外してもらいたい。		1							通一コ84
42	12	No.356「無機フッ素化合物」について、六フッ化硫黄や蛍石等の比較的無害な物質も含まれる。真に対象となる物質名で規定すべき。	7	4			1				
42 - 1		No.356「無機フッ素化合物」について、六フッ化硫黄や蛍石等の比較的無害な物質も含まれる。真に対象となる物質名で規定すべき。	1								環一メ9
42 - 2		「無機フッ素化合物」について、天然に存在する蛍石は除外してほしい。	1								環一コ12
42 - 3		「無機フッ素化合物」について、六フッ化硫黄や蛍石等の比較的無害な物質も含まれる。真に対象となる物質名で規定すべき。		1							環一メ14
42 - 4		第一種指定化学物質の中に「無機フッ素化合物」とあるが、発ガン性のない六フッ化硫黄やフッ化カルシウムも含まれる。再考願いたい。	1								環一コ21
42 - 5		第一種指定化学物質の中に「無機フッ素化合物」とあるが、フッ素化合物の安全性については化合物によって大幅に違う。毒劇法等に抵触する物質と発ガン性のない六フッ化硫黄やフッ化カルシウムも含まれる。再考願いたい。	1								環一コ22
42 - 6		第一種指定化学物質の中に「無機フッ素化合物」とあるが、六フッ化硫黄等の無害な物質も含まれる。よって、真に指定すべき具体的な物質名称で規定すべき。困難であるならば、但し書き等の条件を追記すべき。		1							環一コ23
42 - 7		第一種指定化学物質の中に「無機フッ素化合物」とあるが、フッ化カルシウム、フッ化ナトリウム、フッ化カリウム、六フッ化硫黄等の無害な物質は外していただきたい。					1				環一コ26
42 - 8		第一種指定化学物質の中に「無機フッ素化合物」とあるが、毒性の低い六フッ化硫黄が指定物質として対象となるが、第一種指定化学物質の定義及び選定の考えから矛盾する。この他に指定されるべき要因が考えられるでしょうか。		1							通一メ10
42 - 9		「フッ化ナトリウム」は、PRTR対象とすべきでなく、「モルフォリン酸ナトリウム」は、大きな問題を引き起こす可能性はない。「無機フッ素化合物」は、個々の物質ごとに議論すべき。	1								通一コ86
42 - 10		「無機フッ素化合物」の中でも蛍石や六フッ化イウなど有害性の低い物質が含まれるので、個別物質ごとの検討が必要。		1							環一コ24
42 - 11		「無機フッ素化合物」は、水溶液中のフッ素イオンの有害性が指定を受けた根拠と考えられ、フッ化水素酸は対象とするのは妥当であるが、フッ化水素酸の廃水処理により発生する汚泥であるフッ化カルシウムは、無機フッ素化合物であるが、安定な化学物質であり選定根拠となる有害性はない。	1								環一メ8
42 - 12		「356 無機フッ素化合物」はフッ化水素酸、珪フッ酸に限定し掲載すべきです。	1								環一メ21
計	96		64	21			11				

4. 第二種指定候補物質への意見

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	1	No.5「アミトロール」は、農薬登録が失効しているにもかかわらず環境中に見いだされているため、第一種に指定すべき。			1						
1 - 1		No.5「アミトロール」は、農薬登録が失効しているにもかかわらず環境中に見いだされているため、第一種に指定すべき。			1						環-コ3
2	1	No.49 (CAS No.101-68-8)の名称を、IUPAC命名法に準じながらできるだけ実用に近い表現であり、第1種No.32.33とも整合性の取れる4,4'-メチレンビス(フェニレンイソシアナート)としてほしい。	1								
2 - 1		No.49 (CAS No.101-68-8)の名称を、IUPAC命名法に準じながらできるだけ実用に近い表現であり、第1種No.32.33とも整合性の取れる4,4'-メチレンビス(フェニレンイソシアナート)としてほしい。	1								通-メ4
3	1	No.79「インジウム及びその化合物」はACGIHのTWA値(許容濃度)0.1mg/m ³ から選定されたようだが、同じTWA値であって同程度の毒性の金属が選定されていないことから、インジウムも二種指定から外してほしい。			1						
3 - 1		No.79「インジウム及びその化合物」はACGIHのTWA値(許容濃度)0.1mg/m ³ から選定されたようだが、同じTWA値であって同程度の毒性の金属が選定されていないことから、インジウムも二種指定から外してほしい。			1						通-コ74
4	1	No.80「白金化合物(溶解性)」は、二種指定から外してほしい。			1						
4 - 1		No.80「白金化合物(溶解性)」は、二種指定から外してほしい。			1						通-コ74
計	4		1	2	1						

5. 対象物質への追加意見

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	1	バリウムは、パイロット事業の対象であり毒劇法にもあるので入れるべきである。	1								
1 - 1		バリウムは、パイロット事業の対象であり毒劇法にもあるので入れるべきである。	1								通-コ54
2	4	「アスベスト」を第一種指定化学物質に指定すべき。			3					1	環-コ5
2 - 1		「アスベスト」を第一種指定化学物質に指定すべき。								1	環-コ6
2 - 2		「アスベスト」を第一種指定化学物質に指定すべき。			1						環-コ38
2 - 3		「アスベスト」を対象物質物質に指定すべき。			1						環-メ23
2 - 4		「クリソタイル」CAS12001-29-5を一種指定化学物質に加えるべき。			1						
3	1	ベンゾ[a]ピレンやメルコラントレン等の多環芳香族炭化水素類は、発癌性物質として知られており、対象物質とすべきである。					1				通-メ2
3 - 1		ベンゾ[a]ピレンやメルコラントレン等の多環芳香族炭化水素類は、発癌性物質として知られており、対象物質とすべきである。					1				
4	2	「塩化水素(ガス状)」は、パイロット事業では対象であったが、PRTR法では第1種指定物質から外れている。理由はなぜ。						2			
4 - 1		「塩化水素(ガス状)」は、パイロット事業では対象であったが、PRTR法では第1種指定物質から外れている。理由はなぜ。						1			環-コ8
4 - 2		なぜ次の物質が第1種指定候補物質あるいは第2種指定候補物質から除外されるのか、教えて欲しい。塩化水素						1			環-メ16
5	3	なぜ次の物質が第1種指定候補物質あるいは第2種指定候補物質から除外されるのか、教えて欲しい。* 窒素酸化物 * 硫黄酸化物 * 煤塵 * モントリオール議定書に記載されている物質で今回選定されていないもの * 地球温暖化物質(二酸化炭素、代替フロン等のHFC,PFC,SF6)			1		2				
5 - 1		なぜ次の物質が第1種指定候補物質あるいは第2種指定候補物質から除外されるのか、教えて欲しい。* 窒素酸化物 * 硫黄酸化物 * 煤塵 * モントリオール議定書に記載されている物質で今回選定されていないもの * 地球温暖化物質(二酸化炭素、代替フロン等のHFC,PFC,SF6)					1				環-メ16
5 - 2		硫黄酸化物や窒素酸化物や代替フロンのHFC、PFC、SF6も第1種指定化学物質に指定すべきである。			1						環-メ13
5 - 3		モントリオール議定書に含まれる全てのフロン、硫黄酸化物や窒素酸化物や代替フロンのHFC、PFC、SF6も第1種指定化学物質に指定すべきである。					1				環-メ17
6	1	獣医薬であるカルバドックスは発癌性が知られているが、指定されないのか。					1				
6 - 1		獣医薬であるカルバドックスは発癌性が知られているが、指定されないのか。					1				通-メ2
7	1	「テフタル酸ジメチル」が、PRTR対象候補物質となっているが、原物質の「テフタル酸」は対象でないのか。	1								
7 - 1		「テフタル酸ジメチル」が、PRTR対象候補物質となっているが、原物質の「テフタル酸」は対象でないのか。	1								環-メ3
8	1	オーミンは、第二種No.16「マゼンタ」と同様に日本産業衛生学会で発ガン性物質の第2群Bに分類されているが、第2種には入っておらず、選定基準が不明。					1				
8 - 1		オーミンは、第二種No.16「マゼンタ」と同様に日本産業衛生学会で発ガン性物質の第2群Bに分類されているが、第2種には入っておらず、選定基準が不明。					1				通-コ56
9	1	農薬は、家庭用殺虫剤、シオアリ駆除剤等農業用だけではなく様々な分野で用いられており、仮に農薬としての数量が少なくとも他の分野での数量を合わせると選定基準の年間数量を超えることもあることから、農薬の活性成分は全て、第一種指定化学物質にすべきである。			1						
9 - 1		農薬は、家庭用殺虫剤、シオアリ駆除剤等農業用だけではなく様々な分野で用いられており、仮に農薬としての数量が少なくとも他の分野での数量を合わせると選定基準の年間数量を超えることもあることから、農薬の活性成分は全て、第一種指定化学物質にすべきである。			1						環-コ3
10	1	農薬などに含まれる溶剤、界面活性剤、警戒剤、共力剤、その他の添加剤についても有害なものは第一種指定化学物質とすべき。(特に、オクタクロジブロヒルエーテル)			1						
10 - 1		農薬などに含まれる溶剤、界面活性剤、警戒剤、共力剤、その他の添加剤についても有害なものは第一種指定化学物質とすべき。(特に、オクタクロジブロヒルエーテル)			1						環-コ3
11	1	放射性同位元素である天然ウラン、ヨウ素131も対象化学物質に加えるべき。					1				
11 - 1		放射性同位元素である天然ウラン、ヨウ素131も対象化学物質に加えるべき。					1				環-コ27
計	17		2		6		8		1		

6. その他

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	1	制度当初として、多くの物質を対象とされたことは高く評価する。今後も必要に応じて、増やすことを求める。			1						
1 - 1		制度当初として、多くの物質を対象とされたことは高く評価する。今後も必要に応じて、増やすことを求める。			1						環-メ5
2	1	対象化学物質について、パイロット事業の対象物質と比較して大幅に増えていることは評価できる。			1						
2 - 1		対象化学物質について、パイロット事業の対象物質と比較して大幅に増えていることは評価できる。			1						環-コ25
3	1	指定物質数を600にしてみたい。			1						
3 - 3		指定物質数を600にしてみたい。			1						環-コ33
4	2	「物質選定の具体的な考え方」の案の最後の部分の「状況に応じて定期的に見直すべき」との考えには、大いに賛成であるが、具体的な方策が全くふれられていない。早急な検討を望む。			1		1				
4 - 1		「物質選定の具体的な考え方」の案の最後の部分の「状況に応じて定期的に見直すべき」との考えには、大いに賛成であるが、具体的な方策が全くふれられていない。早急な検討を望む。			1						環-メ5
4 - 2		対象化学物質の見直しを定期的に行うべき。年1回又は隔年で対象物質を公表すべき。					1				環-コ27
5	1	見直しの際には、物質数を増やすべき。			1						
5 - 1		見直しの際には、物質数を増やすべき。			1						環-コ33
6	2	現在問題とされている物やグレイゾーンにある物質があることから、対象にすべき物質の検討を早急に行い、今後の適切な見直し(時期・基準・数)を検討すべき。			2						
6 - 1		現在問題とされている物やグレイゾーンにある物質があることから、対象にすべき物質の検討を早急に行い、今後の適切な見直し(時期・基準・数)を検討すべき。			1						環-コ25
6 - 2		毎年多くの新しい化学物質が出回ることを考えると、見直しの時期及び対象物質に追加していく基準を検討する必要がある。			1						環-メ20
7	2	第1種指定化学物質リストについて、農薬系、農薬系以外、無機化合物に大分類した上で、アイウエオ順にして検索しやすくしてほしい。		1			1				
7 - 1		物質リストは、記載順をCAS No. 順にするとか、あいいうお順にするとかわかりやすくしていただきたい。		1							通-メ10
7 - 2		第1種指定化学物質リストについて、農薬系、農薬系以外、無機化合物に大分類した上で、アイウエオ順にして検索しやすくしてほしい。					1				環-コ8
8	1	労働省のほうでも別途MSDSの物質指定を行うと聞いているが、PRTR法のもので決められるMSDS交付義務とダブルスタンダードとなる。それでは、法の目的である「事業者の自主管理の促進」をそこなうおそれがあるように思われる。省庁縦割の弊害はなくし、交付義務を課せられる物質は1本化すべき。					1				
8 - 1		労働省のほうでも別途MSDSの物質指定を行うと聞いているが、PRTR法のもので決められるMSDS交付義務とダブルスタンダードとなる。それでは、法の目的である「事業者の自主管理の促進」をそこなうおそれがあるように思われる。省庁縦割の弊害はなくし、交付義務を課せられる物質は1本化すべき。					1				環-メ16
9	1	労安法で指定されているMSDS通知対象物質名とPRTR法の指定化学物質名とを統一し、同一化学物質が二つの名称にならないようにしてほしい。			1						
9 - 1		労安法で指定されているMSDS通知対象物質名とPRTR法の指定化学物質名とを統一し、同一化学物質が二つの名称にならないようにしてほしい。			1						通-コ52
10	1	環境庁、日化協で行っているパイロット事業に加えて、本法によるPRTRが始まれば、3本立てとなる。混乱を避けるため、化学物質を一致させてほしい。	1								
10 - 1		環境庁、日化協で行っているパイロット事業に加えて、本法によるPRTRが始まれば、3本立てとなる。混乱を避けるため、化学物質を一致させてほしい。	1								通-コ24
計	13		1	2	7		3				

II-1・製品・形態

1. 形態について

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	8	製品の要件の例外規定で、「一般消費者の生活の用に供される製品のうち指定化学物質が排出されないよう容器等に密閉状態で流通し、販売・提供されるもの」及び「密封されたままの状態で使用される形態の製品」を除外するのは、法の趣旨からして妥当ではない。			6		2				
1 - 1		製品の要件の例外規定で、「一般消費者の生活の用に供される製品のうち指定化学物質が排出されないよう容器等に密閉状態で流通し、販売・提供されるもの」及び「密封されたままの状態で使用される形態の製品」を除外するのは、法の趣旨からして妥当ではない。			1						環-コ20
1 - 2		製品の要件の例外規定で、「商品として流通・販売している物」及び「密封されたままの状態で使用される形態の製品」を除外するのは、管理の実体とかけ離れている可能性がある。今後、データの把握が可能になるよう検討を望む。			1						環-コ25
1 - 3		「ただし、以下の製品は除く」としている除外規定(4項目)は不要であり、削除すべき。					1				環-メ17
1 - 4		廃棄物の取扱いにも関連するが、密封して使用する溶剤、塗料、農薬、電池、医薬品、フロン関係などが対象外となってしまうのは、法の目的からは不慮。					1				環-メ16
1 - 5		対象事業者を限定してしまう「対象商品」も大変問題の多い制度である。対象物質を少しでも含んでいれば全て対象商品とし、当該物質の含有量に応じて取扱量を計量すればすむにも関わらず、わざわざ範囲を狭めているのは、薬品や農薬、洗剤などを扱う、あるいはフロンを使用した冷蔵庫を扱う運輸業、倉庫業、卸・小売業などの業界を除外するための抜け穴をつくるためだとすら考えられる。この規定はとりわけ問題が多いので全面的に策定し直し、有害物質を検出限界以上含む商品は全て対象商品とすることを求める。			1						環-メ13
1 - 6		例外とされている商品も、最終的には大気・土壌・水等を汚染するため、指定物質を含む商品は基本的に対象とすべき。			1						環-メ20
1 - 7		指定物質を含む商品全て対象商品とすることを求める。			1						環-コ34
1 - 8		適用除外は、設けるべきでない。			1						環-コ38
2	1	事業者も、事務所などで一般の生活の用に供される製品を使用する場合は多々あることから、これらの製品を事業活動に使用する場合(大量)には対象とし、それ以外の場合(少量の使用)には使用される場所に係わらず対象外とすることを明記すべき。	1								
2 - 1		事業者も、事務所などで一般の生活の用に供される製品を使用する場合は多々あることから、これらの製品を事業活動に使用する場合(大量)には対象とし、それ以外の場合(少量の使用)には使用される場所に係わらず対象外とすることを明記すべき。	1								環-メ8
3	1	農薬等の環境に直接排出される農薬等とは異なり、顔料やその塗膜は、環境排出が小さく、対象物質に指定するのは、合理的でない。	1								
3 - 1		環境に直接排出される農薬等とは異なり、製品要件の4(1)③(固有形状を有しない製品)のうち顔料は、環境排出が小さく、対象物質に指定するのは、合理的でない。(参考資料-2、4。(1)不揮発性の顔料を含む塗膜は、環境に対する影響が少ない。(対象とすべきではない。))	1								通-コ11
4	1	リサイクルを促進するよう、「売却され再生される製品」は(大きい規模の事業者)に範囲を限定してでも、MSDSの交付対象にすべき。					1				
4 - 1		リサイクルを促進するよう、「売却され再生される製品」は(大きい規模の事業者)に範囲を限定してでも、MSDSの交付対象にすべき。					1				通-メ9
5	1	産業廃棄物処分業を事業として営む者が、廃棄物である廃油を原料として再生品である燃料用再生油を製造した場合には、この再生油のPRTRの届出やMSDSの交付等について、対象から除くことが適当である。廃棄物等(事業者から再生・再利用のために売却されるものも含む)は、種々雑多なもの集合体であり、含有する化学物質の割合も一定せず、どのような化学物質が含まれているか再生油の製造業者が自社分析等により把握することは困難である。	1								
5 - 1		産業廃棄物処分業を事業として営む者が、廃棄物である廃油を原料として再生品である燃料用再生油を製造した場合には、この再生油のPRTRの届出やMSDSの交付等について、対象から除くことが適当である。廃棄物等(事業者から再生・再利用のために売却されるものも含む)は、種々雑多なもの集合体であり、含有する化学物質の割合も一定せず、どのような化学物質が含まれているか再生油の製造業者が自社分析等により把握することは困難である。	1								環-メ19
6	1	アスベストについてみた場合、主な使用用途が建材として使用され、多くの場合「切断等の加工」によって環境中に排出されている。しかしながら提案された案ではアスベスト含有建材等が対象となくなり、問題である。アスベスト含有建材を含めたアスベスト含有製品、売却され再生されるアスベスト含有製品及びアスベスト含有廃棄物について対象とすべき。			1						

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体	
6 - 1		アスベストについてみた場合、主な使用用途が建材として使用され、多くの場合「切断等の加工」によって環境中に排出されている。しかしながら提案された案ではアスベスト含有建材等が対象とならなくなり、問題である。アスベスト含有建材を含めたアスベスト含有製品、売却され再生されるアスベスト含有製品及びアスベスト含有廃棄物について対象とすべき。			1					環-コ6
7	1	「製品の要件について(案)」の「天然物の取扱」の「なお書き」で輸入される原料アスベストは「製品」の対象となると考えるが、そのことをはっきりさせるべき。			1					
7 - 1		「製品の要件について(案)」の「天然物の取扱」の「なお書き」で輸入される原料アスベストは「製品」の対象となると考えるが、そのことをはっきりさせるべき。			1					環-コ6
8	1	MSDSの、取扱量による裾切りを行うべきである。(少量の標準試薬の問題)	1							
8 - 1		MSDSの、取扱量による裾切りを行うべきである。(少量の標準試薬の問題)	1							環-コ4
9	1	仕入先から、塩化ビニールシートを材料として購入し、自動車部品に加工しているが、報告対象となるのか。	1							
9 - 1		仕入先から、塩化ビニールシートを材料として購入し、自動車部品に加工しているが、報告対象となるのか。	1							環-コ2
10	1	家庭用殺虫剤(蚊取り線香、電気蚊取り、エアゾール等)は、一般消費者の生活の用に供する製品で、指定化学物質が排出されないよう密封包装したまま流通・販売・提供されるので、PRTRの対象とならないと解釈して良いか。		1						
10 - 1		家庭用殺虫剤(蚊取り線香、電気蚊取り、エアゾール等)は、一般消費者の生活の用に供する製品で、指定化学物質が排出されないよう密封包装したまま流通・販売・提供されるので、PRTRの対象とならないと解釈して良いか。		1						通-コ70
11	1	製品要件の中に、取扱の過程で溶融、蒸発、又は溶解する製品とあるが、溶接等接合プロセスで大きい物は該当すると考えられるが、微小電子部品の組立等に使用されているワイヤボンディングや抵抗スポット溶接、レーザー溶接等も含まれるのか。	1							
11 - 1		製品要件の中に、取扱の過程で溶融、蒸発、又は溶解する製品とあるが、溶接等接合プロセスで大きい物は該当すると考えられるが、微小電子部品の組立等に使用されているワイヤボンディングや抵抗スポット溶接、レーザー溶接等も含まれるのか。	1							環-コ19
計	18		6	1	8		3			

II-2・製品・含有率

2. 含有率について

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体	
1	2	有害物質を検出限界以上含む商品は全て対象商品とすることを求める。			2					
1-1		有害物質を検出限界以上含む商品は全て対象商品とすることを求める。			1					環-メ13
1-2		農薬などについて、活性成分及び不活性成分の含有率にかかわらず、第一種指定化学物質とすべき。			1					環-コ3
2	2	指定物質を含む商品は基本的に対象とすべきである。			2					
2-1		指定物質を含む商品は基本的に対象とすべきである。			1					環-メ20
2-2		指定物質を含む商品は基本的に対象とすべきである。			1					環-コ34
3	11	製品の含有率による裾切りは、5%とする。	5	1			5			
3-1		製品の含有率による裾切りは、5%とする。	1							通-コ13
3-2		対象物質中に含まれる場合1%以上となっているが、諸外国との並びで5%以上とする。	1							環-コ7
3-3		裾切りの下限は、5%とし、MSDSとの整合をはかる。					1			通-コ10
3-4		製品に対する含有率を5%以上(発ガン性ランク1は、0.5%以上)に改めてもらいたい。	1							通-コ40
3-5		裾切りの下限を現行MSDSと合わせて5%とすべき。					1			通-コ57
3-6		裾切りの下限を現行MSDSと合わせて5%とすべき。	1							通-コ59
3-7		含有量5%(有害性強の物質は1%)以上とすべき。					1			通-コ60
3-8		化学物質中に含まれる元素の量を要素として取り入れるほか、含有率を5%にしてもらいたい。					1			通-コ64
3-9		製品量に含有量を乗じた値で裾切りを行い、下限値を5%にして欲しい。		1						通-コ79
3-10		製品(混合物)に対する含有量の規定の見直し、裾切りの下限を5%とすることを希望。					1			通-コ51
3-11		裾切りの下限を現行MSDSと合わせて5%とすべき。	1							通-コ73
4	2	製品(混合物)に対する含有量の規定について見直すべき。	1				1			
4-1		製品(混合物)に対する含有量の規定(第1種、第2種物質を1%以上、発ガン性クラス1に該当する物質については0.1%以上)となっている点について、見直しをすべきである。					1			環-メ11
4-2		製品(混合物)に対する含有量の規定について見直しをお願いしたい。	1							通-コ15
5	10	「〇〇及びその化合物」について、元素濃度換算で1%と判断すべき。	8	2						
5-1		「〇〇及びその化合物」について、元素濃度換算で1%と判断すればよい。	1							通-コ5
5-2		物質中の元素の含有量をファクターとして取り入れてもらいたい。	1							通-コ59
5-3		指定化学物質を1%以上となっているが、(金属化合物の)製品中の化合物濃度は分析できない。分析可能な金属含有量濃度としてもらいたい。	1							通-コ26
5-4		指定化学物質を1%以上となっているが、(金属化合物の)製品中の化合物濃度は分析できない。分析可能な金属含有量濃度とすべき。	1							通-コ27
5-5		「(金属)元素及びその化合物」としている物について、指定化学物質を1%以上含む製品とあるが、指定化学物質の濃度は、「分析可能な金属含有濃度」とすべき。	1							通-コ28
5-6		製品の要件の「1%以上含有するもの」は、「金属及びその化合物」について金属含有濃度とすべき。	1							通-コ34
5-7		製品中の指定物質の濃度について、化合物濃度では検証のしようがないため、分析可能な金属含有量とすべき。	1							通-コ38
5-8		製品中の指定物質の濃度について、化合物濃度での分析はできない。従って分析可能な金属含有量濃度とすべき。	1							通-コ75
5-9		「(金属)元素及びその化合物」として一括表示している物質についての含有率について指定化学物質を1%以上含む製品となっているが、製品中の指定物質の濃度について、化合物濃度での分析はできない。従って分析可能な金属含有量濃度とすべきである。	1							通-コ77
5-10		A化合物(Aは元素)とある場合、Aを1%以上含む全ての化合物を指すのか。この場合、膨大な対象となり合金の時と同じ様な問題(有害性の根拠が薄いものが混じる)が出てくる。	1							環-コ19
6	1	対象製品の要件(案)に「指定物質を1%以上(ただし…)含有するもの(気体の場合には、体積%、液体又は固体の場合には重量%)とすることが適当であると考えられる。」との記述があるが、気体、液体、固体のいずれにおいても「質量%」に統一すべきと考えます。		1						
6-1		対象製品の要件(案)に「指定物質を1%以上(ただし…)含有するもの(気体の場合には、体積%、液体又は固体の場合には重量%)とすることが適当であると考えられる。」との記述があるが、気体、液体、固体のいずれにおいても「質量%」に統一すべきと考えます。		1						通-メ10
計	28		14	4	4		6			

II-3・製品・その他

3. その他

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	1	局方医薬品各条に適合しうる範囲で、化学反応を伴わずに小分けして製造した医薬品は除外されたい。	1								
1 - 1		局方医薬品各条に適合しうる範囲で、化学反応を伴わずに小分けして製造した医薬品は除外されたい。	1								環-コ35
2	1	製品の要件の「③固有の形状を有する混合物のうち取扱いの過程で指定化学物質を溶融、蒸発又は溶解する可能性のあるもの」において、取扱いの範囲を製品の使用者(消費者)に限定することを明記することが必要である。					1				
2 - 1		製品の要件の「③固有の形状を有する混合物のうち取扱いの過程で指定化学物質を溶融、蒸発又は溶解する可能性のあるもの」において、取扱いの範囲を製品の使用者(消費者)に限定することを明記することが必要である。					1				環-メ10
3	1	医薬品のように卸が介在し、「一般消費者の生活の用」に供されるものと「事業者の用」に供されるものの比率などがわからない場合があるが、この場合、排出量の算定をどうすべきか。	1								
3 - 1		医薬品のように卸が介在し、「一般消費者の生活の用」に供されるものと「事業者の用」に供されるものの比率などがわからない場合があるが、この場合、排出量の算定をどうすべきか。	1								環-コ36
4	2	「発ガン性クラス I の指定化学物質については0.1%以上含む製品を対象とする」という方針には賛成であり、労安法によるMSDS等を含め、類似の化学物質管理施策に関する統一した対応がとられることを望む。	1		1						
4 - 1		「発ガン性クラス I の指定化学物質については0.1%以上含む製品を対象とする」という方針には賛成であり、労安法によるMSDS等を含め、類似の化学物質管理施策に関する統一した対応がとられることを望む。			1						環-コ6
4 - 2		労安法で足切り濃度が記載されているものは、それに合わせるべき。	1								通-コ53
計	5		3		1		1				

Ⅲ-1・業種

1. 業種について

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	2	対象となる物質を取り扱っていれば業種に関わりなく対象とすべき。				1	1				
1 - 1		この制度では特に「対象業種」を指定する必要を感じないが、仮に指定するならば、明らかに排出のない業界以外は全て対象業種にすべきである。				1					環-メ13
1 - 2		対象となる物質を取り扱っていれば業種に関わりなく対象とすべき。					1				環-メ17
2	1	除外されるのは、家族経営の農家や個人商店(特定の有害物質を扱うところは対象に)だけでいいのではないだろうか。				1					
2 - 1		除外されるのは、家族経営の農家や個人商店(特定の有害物質を扱うところは対象に)だけでいいのではないだろうか。				1					環-コ34
3	1	届出対象業種が少ないと思われるので、再度検討することを望む。				1					
3 - 1		届出対象業種が少ないと思われるので、再度検討することを望む。				1					環-メ20
4	1	全業種を適用に。特に、建設業、建築解体業、冷凍・空調設備業、水道業、トラック、塗料、倉庫、百貨店・スーパー、(農薬・洗剤・医薬品・火薬の)販売業、清掃事務所、運搬業、ビルメンテナンス、消毒業、病院、ゴルフ場				1					
4 - 1		全業種を適用に。特に、建設業、建築解体業、冷凍・空調設備業、水道業、トラック、塗料、倉庫、百貨店・スーパー、(農薬・洗剤・医薬品・火薬の)販売業、清掃事務所、運搬業、ビルメンテナンス、消毒業、病院、ゴルフ場				1					環-コ34
5	1	製造業以外の大半が除外になっているが、アスベスト・フロンを扱う解体業、フロンを扱う冷凍空調設備業界、運輸業、倉庫業、卸・小売業、病院、ゴルフ場等の業界がなぜ除外されたのか合理的理由を示されたい。この規定はとりわけ問題が多いので全面的に策定し直し、全業種を対象とするよう求める。				1					
5 - 1		製造業以外の大半が除外になっているが、アスベスト・フロンを扱う解体業、フロンを扱う冷凍空調設備業界、運輸業、倉庫業、卸・小売業、病院、ゴルフ場等の業界がなぜ除外されたのか合理的理由を示されたい。この規定はとりわけ問題が多いので全面的に策定し直し、全業種を対象とするよう求める。				1					環-メ13
6	1	対象業種に農業、林業、漁業、水産養殖業、非金属鉱業、総合工事業、職別工事業、設備工事業、水道業、水運業、航空運輸業、運輸に付帯するサービス業、電気通信業、娯楽業、機械・家具等修理業、協同組合、その他の事業サービス業、廃棄物処理業、医療業、保健衛生、教育、学術研究機関、その他のサービス業、国家公務、地方公務を追加すべき。				1					
6 - 1		対象業種に農業、林業、漁業、水産養殖業、非金属鉱業、総合工事業、職別工事業、設備工事業、水道業、水運業、航空運輸業、運輸に付帯するサービス業、電気通信業、娯楽業、機械・家具等修理業、協同組合、その他の事業サービス業、廃棄物処理業、医療業、保健衛生、教育、学術研究機関、その他のサービス業、国家公務、地方公務を追加すべき。				1					環-コ39
7	1	農林水産業者、非農耕地用農薬散布業者、防疫用薬剤散布業者、シロアリ防除業者などは、個人・事業体を問わずすべて事業者とすべき。				1					
7 - 1		農林水産業者、非農耕地用農薬散布業者、防疫用薬剤散布業者、シロアリ防除業者などは、個人・事業体を問わずすべて事業者とすべき。				1					環-コ3
8	1	自治体が管理する施設での農薬などの使用は、外部業者に委託するか否かにかかわらず、自治体が報告すべき。				1					
8 - 1		自治体が管理する施設での農薬などの使用は、外部業者に委託するか否かにかかわらず、自治体が報告すべき。				1					環-コ3
9	1	農場、牧場、魚介類養殖業者、造園業者、シロアリ防除業者、木材処理業者、農薬空中散布業者、公園・街路樹・鉄道敷地・道路・河川敷・堤防・ゴルフ場・一般住宅・公共住宅・集合住宅・病院・幼稚園・学校・図書館・博物館・その他公共施設・オフィスビルなどでの農薬散布業者、ゴミ処分場・中間処分場・埋め立て処理場・集積場・下水処理場・電車・バス・航空機などの薬剤散布業者、畳業者、建材業者、家具製造業者は、対象とすべき。				1					
9 - 1		農場、牧場、魚介類養殖業者、造園業者、シロアリ防除業者、木材処理業者、農薬空中散布業者、公園・街路樹・鉄道敷地・道路・河川敷・堤防・ゴルフ場・一般住宅・公共住宅・集合住宅・病院・幼稚園・学校・図書館・博物館・その他公共施設・オフィスビルなどでの農薬散布業者、ゴミ処分場・中間処分場・埋め立て処理場・集積場・下水処理場・電車・バス・航空機などの薬剤散布業者、畳業者、建材業者、家具製造業者は、対象とすべき。				1					環-コ3
10	3	対象業種に、ゴルフ場、病院、流通業者などを追加してほしい。				3					
10 - 1		対象業種に、ゴルフ場、病院などを追加してほしい。				1					環-コ20
10 - 2		排出量が多いと思われるゴルフ場や病院、あるいは大手流通業界など、地域の実体が変わるように、対象事業所の見直しも検討すべき。				1					環-コ25
10 - 3		対象業種が極めて少なく、対象物質の排出が多いと思われるゴルフ場、病院、流通業者が対象になっていないのは問題。				1					環-コ38
11	1	アスベストを対象にすることにより、「建設業」及び「アスベスト含有製品(建材等)製造業」も対象事業者に含まるべき。				1					

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番
			企業 事業者 団体	N G O	大 学	個 人	行 政	労 働 団 体	そ の 他	
11 - 1		アスベストを対象にすることにより、「建設業」及び「アスベスト含有製品(建材等)製造業」も対象事業者を含めるべき。			1					環-コ6
12	1	体外診断用医薬品製造業者は対象業種に該当するか。この場合、製造業の「化学工業」と解釈するのか。		1						
12 - 1		体外診断用医薬品製造業者は対象業種に該当するか。この場合、製造業の「化学工業」と解釈するのか。		1						通-コ29
13	1	体外診断用医薬品輸入業は、対象業種に含まれるか。		1						
13 - 1		体外診断用医薬品輸入業は、対象業種に含まれるか。		1						通-コ29
14	1	体外診断用医薬品製造・輸入・販売業は、PRTR及びMSDS対象業種から除外してほしい。		1						
14 - 1		体外診断用医薬品製造・輸入・販売業は、PRTR及びMSDS対象業種から除外してほしい。		1						通-コ29
15	1	公務は対象業界に準ずるようだが、警察や自衛隊が対象業界に入るのか不明である。			1					
15 - 1		公務は対象業界に準ずるようだが、警察や自衛隊が対象業界に入るのか不明である。			1					環-メ13
計	18			3	14		1			

Ⅲ-2・従業員数

2. 従業員数について

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番
			企業 事業者 団体	NGO	大学	個人	行政	労働 団体	その他	
1	22	「常用雇用者数21人以上」とすることが適当とされているが、「常用雇用者数101人以上」に変更することを要望。	17				5			
1 - 1		「常用雇用者数21人以上」とすることが適当とされているが、「常用雇用者数101人以上」に変更することを要望。	1							通一メ3
1 - 2		対象事業者の常用雇用者数を101名以上とする。	1							通一コ13
1 - 3		「常用雇用者数21人以上」とすることが適当とされているが、「常用雇用者数100人以上」に変更することを要望。法律に対応するためには、人件費等の負担が過大。精度を上げることは徐々に行い、円滑な運営を優先すべき。	1							環一コ7
1 - 4		弊社は、従業員25名の企業であるが、法律に対応するためには2~3名程度の戦力補強が必要となり設備投資、人件費負担に耐えられない状況であるため、対象事業者の裾切りを緩和してほしい。	1							環一コ12
1 - 5		対象事業者「常用雇用者21名以上」とすることは、諸外国の事例との整合性、実際の運用上の問題からも、「常用雇用者101人以上」としてほしい。					1			環一メ11
1 - 6		「常用雇用者数21人以上」とすることが適当とされているが、「常用雇用者数101人以上」に変更することによる中小企業の負担の軽減を要望。	1							環一メ12
1 - 7		常用雇用者21人を101人以上とすることを希望。	1							通一コ21
1 - 8		常用雇用者21人を101人以上とすることを希望。	1							通一コ15
1 - 9		対象事業所の規模は、101名以上とすることを要望する。(事業所と事業者を混同している可能性あり。)	1							通一コ26
1 - 10		「事業者の規模要件としては、常用雇用者数21人以上」とあるが、通常は101人以上の企業を対象にするのが妥当と思われる。	1							通一コ30
1 - 11		「常用雇用者21人以上とする」は、常用雇用者数101人以上の事業者を対象とすべき。	1							通一コ36
1 - 12		常用雇用者21名以上を101名以上とすべきである。	1							通一コ37
1 - 13		常用雇用者数101人以上に改めていただきたい。	1							通一コ40
1 - 14		常用雇用者数101人以上の事業者が妥当。	1							通一コ43
1 - 15		常用雇用者101人以上に改めるべき。					1			通一コ45
1 - 16		裾切り事業者規模を、日本の企業事情に合うようもっと緩く(101人以上)すべき。					1			通一コ55
1 - 17		裾切り事業者規模を諸外国との整合性から101人以上とすべき。					1			通一コ57
1 - 18		裾切り事業者規模を諸外国との整合性から101人以上とすべき。	1							通一コ59
1 - 19		事業所の規模は、101名以上とすること。					1			通一コ64
1 - 20		事業所の規模は101人以上として欲しい。	1							通一コ73
1 - 21		事業者規模裾切りは101人以上で充分である。	1							通一コ80
1 - 22		常用雇用者21人を50人又は100人以上とすることを希望。	1							通一コ20
2	1	対象事業者の常用雇用者数は、もっと上げるべき。					1			
2 - 1		対象事業者の常用雇用者数は、もっと上げるべき。					1			通一コ10
3	3	対象事業者(常用雇用者21名以上)とすることは、国際的な整合性を充分考慮にいれて、見直し(大きくすること)をお願いしたい。	2	1						
3 - 1		従業員数を国際的な整合性から見て考え直して欲しい。	1							通一コ69
3 - 2		対象事業者(常用雇用者21名以上)とすることは、国際的な整合性を充分考慮にいれて、見直し(大きくすること)をお願いしたい。	1							通一コ76
3 - 3		対象事業者(常用雇用者21名以上)とすることは、国際的な整合性を充分考慮にいれて、見直しをお願いしたい。		1						通一コ79
4	2	常用雇用者21人を50人(又は51人)以上とすることを希望。	1	1						
4 - 1		常用雇用者21人を50人以上とすることを希望。	1							通一コ19
4 - 2		当面は、51人以上でスタートし、今後実績のデータを元に拡大されることを要望。		1						通一コ32
5	1	常用雇用者数21人以上を中小企業の定義による製造業300人を目安に検討してほしい。無理なら100人程度。		1						
5 - 1		常用雇用者数21人以上を中小企業の定義による製造業300人を目安に検討してほしい。無理なら100人程度。		1						通一コ31
6	1	業種別に別途定めた従業員数が100人以上または30人以上の事業所を有する事業者を対象として欲しい。	1							
6 - 1		業種別に別途定めた従業員数が100人以上または30人以上の事業所を有する事業者を対象として欲しい。	1							通一コ67
7	3	「事業者の規模要件としては、常用雇用者数21人以上とすることが適当である。」とすることの根拠が不明確であり、納得できない。	1	1	1					
7 - 1		「事業者の規模要件としては、常用雇用者数21人以上とすることが適当である。」とすることの根拠が不明確であり、納得できない。	1							通一コ39
7 - 2		「事業者の規模要件としては、常用雇用者数21人以上とすることが適当である。」とすることの根拠が不明確であり、納得できない。		1						通一コ44

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
7 - 3		対象物質の選定以外のデータは、「ある自治体」などとされて当該地域が普遍的条件を備えているかどうかなどの検証を阻んでおり、議論の対象とするデータとは到底言えない。国民に議論を求めべき基本的要件を備えていないので、この部分は出し直していただきたい。			1						環一メ13
8	1	「常用雇用者数21人以上の事業者」となっているが、根拠が明確でない。100人以上でどうなるか。21人以上と比し、どの程度の差が出るかなど再検討願いたい。	1								
8 - 1		「常用雇用者数21人以上の事業者」となっているが、根拠が明確でない。100人以上でどうなるか。21人以上と比し、どの程度の差が出るかなど再検討願いたい。	1								通一コ42
9	1	洗濯業、廃棄物処理業など従業員が21人以下の小規模な事業所が多いが、一定の環境汚染物質の排出が見込まれる業種に限っては「10人」などのより低い基準の検討を要望する。			1						
9 - 1		洗濯業、廃棄物処理業など従業員が21人以下の小規模な事業所が多いが、一定の環境汚染物質の排出が見込まれる業種に限っては「10人」などのより低い基準の検討を要望する。			1						環一メ5
10	1	「常用雇用者数21人以上の事業者」では大きすぎる。10人程度としてはどうか。業界ごとにきめ細かな設定の方が良い。さらに非常勤も含んで、例えば「週38時間以上働く者の数」などとするのが妥当である。					1				
10 - 1		「常用雇用者数21人以上の事業者」では大きすぎる。10人程度としてはどうか。業界ごとにきめ細かな設定の方が良い。さらに非常勤も含んで、例えば「週38時間以上働く者の数」などとするのが妥当である。					1				環一メ17
11	1	個人商店などを除き全て対象にするためにも、職員数が6人以上(商店は3人以上)などとし、職員は非常勤を含み、週40時間を基準に人数をカウントすればよいのではないか。			1						
11 - 1		個人商店などを除き全て対象にするためにも、職員数が6人以上(商店は3人以上)などとし、職員は非常勤を含み、週40時間を基準に人数をカウントすればよいのではないか。			1						環一メ13
12	4	「従業員数:常用雇用者数21人以上の事業者」という要件は削除すべき。			3		1				
12 - 1		「常用雇用者数21人以上の事業者」とあるが、このような裾切りは出来るだけ廃止し、可能な限り狭めていくという方向で、アスベスト含有製品を、製造、使用、その他取扱事業者を出来るだけ広く対象事業者とすべき。当面、少なくとも「アスベスト含有製品製造」事業者に関しては、「従業員数」による裾切りを廃止すべき。			1						環一コ6
12 - 2		「従業員数:常用雇用者数21人以上の事業者」という要件は削除すべき。			1						環一コ20
12 - 3		従業員数の裾切りが「常用雇用者数21人以上」になっているが、中小であろうが、取り扱う化学物質の管理に責任をもつのは当然であり、従業員などの数で裾切りするのは法の目的にもそぐわないと思われる。					1				環一メ16
12 - 4		常用雇用者数21人以上の事業者と限定すべきでない。			1						環一コ38
13	2	小規模事業所においても、環境汚染物質の排出の恐れがあるものは、対象事業者として検討すべき。			2						
13 - 1		小規模事業所においても、環境汚染物質の排出の恐れがあるものは、対象事業者として検討すべき。			1						環一コ25
13 - 2		小規模であっても環境汚染物質を排出する恐れがある事業者は、すべて対象事業者とすべきである。			1						環一メ20
14	1	対象規模を零細にまで拡げ、設備劣化や管理能力の低い町工場などの排出量の把握、管理改善を徹底して環境保全を図ってもらいたい。			1						
14 - 1		対象規模を零細にまで拡げ、設備劣化や管理能力の低い町工場などの排出量の把握、管理改善を徹底して環境保全を図ってもらいたい。			1						環一コ33
15	1	常用雇用者が21人以上は、甘すぎる。			1						
15 - 1		常用雇用者が21人以上は、甘すぎる。			1						環一コ34
16	1	常用雇用者数による裾切りをすべきでない。			1						
16 - 1		常用雇用者数による裾切りをすべきでない。			1						環一コ39
17	1	従業員数設定が日本全体を推定するに足る偏りのないものであることの統計的説明を。					1				
17 - 1		従業員数設定が日本全体を推定するに足る偏りのないものであることの統計的説明を。					1				通一コ12
18	1	PRTRの対象事業者の従業員数は、他の法律(労働安全衛生法)と整合性をとるべきであると考えます。			1						
18 - 1		PRTRの対象事業者の従業員数は、他の法律(労働安全衛生法)と整合性をとるべきであると考えます。			1						通一メ10
19	2	「常用雇用者数21人以上の事業者」を事業所単位の雇用者数としていただきたい。			2						

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
19 - 1		案文では、「事業者の規模要件としては、「常用雇用者数21人以上」とすることが適当である。」とあるが、届出義務を課す事業者の裾切り要件を、従業員規模を指標として設定する場合、事業者(本社部門及び複数事業所全体)の従業員数として捉えるのではなく、排出事業所毎の従業員人数で捉えるべきである。		1							通一メ8
19 - 2		「常用雇用者数21人以上の事業者」を事業所単位の雇用者数としていただきたい。		1							通一メ11
20	1	事業者の規模要件としては、「常用雇用者数101人以上の事業所を有する事業者」と「事業所を有する」を挿入すると共に、員数を増やすことが適当。		1							
20 - 1		事業者の規模要件としては、「常用雇用者数101人以上の事業所を有する事業者」と「事業所を有する」を挿入すると共に、員数を増やすことが適当。		1							通一コ44
21	1	常用雇用者数を中小企業基本法との関係で21人以上としているが、当該法律と本法の対象事業者の要件には関係があるのか。	1								
21 - 1		常用雇用者数を中小企業基本法との関係で21人以上としているが、当該法律と本法の対象事業者の要件には関係があるのか。	1								通一コ47
22	1	もし21人以上の会社全てに適用するのであれば、せめて中小企業に実施までの猶予期間を設けていただきたい。	1								
22 - 1		もし21人以上の会社全てに適用するのであれば、せめて中小企業に実施までの猶予期間を設けていただきたい。	1								通一コ47
23	1	小規模事業者に対し猶予期間(3年程度)も含め、対象事業規模については柔軟かつ現実的な対応を要望する。								1	
23 - 1		小規模事業者に対し猶予期間(3年程度)も含め、対象事業規模については柔軟かつ現実的な対応を要望する。								1	通一コ50
24	1	常用雇用者数よりも取扱量で判断すべき。	1								
24 - 1		常用雇用者数よりも取扱量で判断すべき。	1								通一コ22
25	1	主要な物質について、物質毎に累積カパー率を挙げて裾切りを議論すべきと思われる。						1			
25 - 1		主要な物質について、物質毎に累積カパー率を挙げて裾切りを議論すべきと思われる。						1			環一メ16
計	56		26	8	11		10		1		

Ⅲ-3-(1)・取扱量

(1)取扱量について

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番
			企業 事業者 団体	NGO	大学	個人	行政	労働 団体	その他	
1	1	「年間取扱量1t以上」の規定は妥当である。								
1 - 1		「年間取扱量1t以上」の規定は妥当である。			1					環-メ5
2	1	取扱量を国際的な整合性から見て考え直して欲しい。	1							
2 - 1		取扱量を国際的な整合性から見て考え直して欲しい。	1							通-コ69
3	2	「年間取扱量が1t以上の事業所」とあるが、根拠を具体的に示してほしい。	1	1						
3 - 1		「年間取扱量が1t以上の事業所」とあるが、根拠を具体的に示してほしい。	1							通-コ30
3 - 2		「年間取扱量が1t以上である事業所」とあるが、その根拠が極めて不明確であり、納得できない。		1						通-コ44
4	1	米国で年間取扱量11tが、本法でなぜ1tが妥当なのかなどについて再検討願いたい。	1							
4 - 1		米国で年間取扱量11tが、本法でなぜ1tが妥当なのかなどについて再検討願いたい。	1							通-コ42
5	1	年間取扱量1t以上の裾切りはサービス業の事業者には妥当ではないおそれがある。					1			
5 - 1		年間取扱量1t以上の裾切りはサービス業の事業者には妥当ではないおそれがある。					1			環-メ16
6	1	対象化学物質の裾切りを、パイロット事業と同じ(10トン/年又は0.1トン/年)としなかった理由は。					1			
6 - 1		対象化学物質の裾切りを、パイロット事業と同じ(10トン/年又は0.1トン/年)としなかった理由は。					1			環-コ8
7	37	「年間取扱数量1t以上」を「年間取扱数量11t以上(又は10t以上)」とすべき。(施行後見直しを行うべきとする意見を含む。)	23	7			7			
7 - 1		「年間取扱数量1t以上」を「年間取扱数量11t以上」とすべき。	1							通-コ4
7 - 2		「年間取扱数量1t以上」を「年間取扱数量10t以上」とすべき。	1							通-メ3
7 - 3		年間取扱量は、当面11tとすることが妥当。					1			通-コ12
7 - 4		年間取扱量を10t以上とする。	1							通-コ13
7 - 5		年間の取扱量を10トン程度以上としてほしい。		1						通-メ11
7 - 6		対象事業者「年間取扱量1t以上」とすることは、諸外国の事例との整合性、実際の運用上の問題からも、「年間取扱量10トン以上」としてほしい。					1			環-メ11
7 - 7		「年間取扱数量1t以上」を「年間取扱数量10t以上」とすることにより、中小企業の負担の軽減を要望。	1							環-メ12
7 - 8		年間取扱量は、11t以上とすべき。					1			通-コ10
7 - 9		年間取扱量10t(発ガン性ランク1は5t)に改めていただきたい。	1							通-コ40
7 - 10		製造量及び取り扱い量を1トン以上を10トン以上に変更を希望。	1							通-コ18
7 - 11		製造量及び取り扱い量を1トン以上を10トン以上に変更を希望。	1							通-コ21
7 - 12		製造量及び取り扱い量を1トン以上を10トン以上に変更を希望。		1						通-コ52
7 - 13		製造量及び取り扱い量を1トン以上を再考を希望。(10トン以上)	1							通-コ23
7 - 14		対象事業者の取扱量は、年間10tにすることを要望。	1							通-コ26
7 - 15		年間取扱量1t以上を「10t以上」とすることを要望。(少なくとも当初)		1						通-コ32
7 - 16		製造量及び取り扱い量を1トン以上を10トン以上に変更を希望。	1							通-コ49
7 - 17		第一種指定化学物質の年間取扱量1t以上をアメリカ・カナダなみの10tで検討してほしい。		1						通-コ31
7 - 18		「一事業所あたり年間取扱量1t以上が対象」は、米国なみの11t以上とすることが適当。	1							通-コ36
7 - 19		対象取扱量年間1t以上を10t以上とすべき。	1							通-コ37
7 - 20		対象取扱量年間1t以上を10t以上に改めるべき。					1			通-コ45
7 - 21		一事業所あたり年間取扱量10t以上でよいのではないかと疑問。年間1t程度の取扱い物質の集計が数値的な意味を持つか非常に疑問。米国などの基準に合わせるべき。	1							通-コ39
7 - 22		一事業所あたり年間取扱量10t以上でよいのではないかと疑問。年間1t程度の取扱い物質の集計が数値的な意味を持つか非常に疑問。米国などの基準に合わせるべき。		1						通-コ44
7 - 23		年間取扱量が1トン以上の場合、排出量の把握及び届出義務を果たすことは経済的に過重な負担となる。また、表2により21人未満の事業所規模と平均取扱量との関係及び国際整合性から、年間取扱量は10トン以上が適当と考える。		1						通-コ52
7 - 24		米国の水準に合わせ、一事業所あたりの年間取扱量を10t以上に。	1							通-コ47
7 - 25		年間取扱量1tを10tとする。	1							通-コ8
7 - 26		裾切り取扱量を、日本の企業事情に合うようもっと緩く(11t以上)すべき。					1			通-コ55
7 - 27		裾切り取扱量を諸外国との整合性から10t以上とすべき。					1			通-コ57
7 - 28		裾切り取扱量を諸外国との整合性から10t以上とすべき。	1							通-コ59
7 - 29		取扱量裾切りを10トン以上にしてもらいたい。	1							通-コ61
7 - 30		取扱量は年間10tとして欲しい。	1							通-コ73

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
7 - 31		対象事業者(年間取扱量1トン以上)とすることは、国際的な整合性を充分考慮にいれて、見直しをお願いしたい。	1								通一コ76
7 - 32		対象事業者(年間取扱量1トン以上)とすることは、国際的な整合性を充分考慮にいれて、見直しをお願いしたい。		1							通一コ79
7 - 33		年間取扱量を10t以上とする。	1								通一コ8
7 - 34		取扱量は、年間10tにしていきたい。					1				通一コ64
7 - 35		いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が10t以上である事業所を有する事業者。	1								通一コ67
7 - 36		一事業所あたりの年間取扱量が5又は10t以上の企業を対象にすべきである。(特に10t以上)	1								通一コ30
7 - 37		発がんランク1を除き、年間取扱量を10tにするのが適当	1								通一コ65
8	1	対象事業者の取扱量は、年間100t以上、又は少なくとも10t超とすべき。	1								通一コ53
8 - 1		対象事業者の取扱量は、年間100t以上、又は少なくとも10t超とすべき。	1								通一コ53
9	1	裾切り製造量10t以上、取扱量5t以上とすべき。					1				
9 - 1		裾切り製造量10t以上、取扱量5t以上とすべき。					1				通一コ60
10	2	少なくとも当面は、米国、カナダと同等の10トン/年程度から始め、実績データ等を元に徐々に減少させるべきである。	1						1		
10 - 1		少なくとも当面は、米国、カナダと同等の10トン/年程度から始め、実績データ等を元に徐々に減少させるべきである。	1								通一メ10
10 - 2		年間取扱量を先進国並みの取扱量とすることを要望する。							1		通一コ50
11	2	法の制度の精神・目的と事業者能力・負担の間のバランスは基本的命題。STEPWISEに事を進めることでバランスを取れないか。	1				1				
11 - 1		「明らかに影響がある物質」「大規模事業者」「公益事業者」などからスタートし、徐々に拡大をはかるべき。	1								通一コ40
11 - 2		法の制度の精神・目的と事業者能力・負担の間のバランスは基本的命題。STEPWISEに事を進めることでバランスを取れないか。					1				通一コ45
12	1	いずれかの対象物質(全物質でなく)の取扱量が事業所(事業者でなく)当たり1トンと、対象要件を著しく狭めたのも問題である。そもそも雇用者の要件があればこの要件は不要だと考えるが、最低限、全ての物質の合計が、当該事業者の全ての事業所で1トンとすべきである。			1						
12 - 1		いずれかの対象物質(全物質でなく)の取扱量が事業所(事業者でなく)当たり1トンと、対象要件を著しく狭めたのも問題である。そもそも雇用者の要件があればこの要件は不要だと考えるが、最低限、全ての物質の合計が、当該事業者の全ての事業所で1トンとすべきである。			1						環一メ13
13	2	取扱量は、限定すべきでない。			2						
13 - 1		「人に対して発がん性クラス1の第一種指定化学物質の年間取扱量0.5トン以上(その他の第一種指定化学物質の場合は1トン以上)の事業所を有する事業者」とあるが、このような裾切りは出来るだけ廃止し、可能な限り狭めていくという方向で、アスベスト含有製品を、製造、使用、その他取扱事業者を出来るだけ広く対象事業者とすべき。当面、少なくとも「アスベスト含有製品製造」事業者に関しては、「取扱量」による裾切りを廃止すべき。			1						環一コ6
13 - 2		取扱量は、限定すべきでない。			1						環一コ38
14	1	いずれかの対象物質取扱量が1トン以上は、甘すぎる。			1						
14 - 1		いずれかの対象物質取扱量が1トン以上は、甘すぎる。			1						環一コ34
15	1	有害性の程度に応じ、取扱量裾切りを段階的にしてほしい。	1								
15 - 1		有害性の程度に応じ、取扱量裾切りを段階的にしてほしい。	1								通一コ80
16	10	取扱量の裾切りは、製品量に含有率を乗じた値に基づく。	4	1			5				
16 - 1		取扱量の裾切りは、製品量に含有率を乗じた値に基づく。	1								通一コ13
16 - 2		製品量に、含有率をかけた値により、報告量の裾切りをする。					1				通一コ10
16 - 3		報告量の裾切りには、対象物質・化学物質中に含まれる元素の含有量をファクターとして取り入れていただきたい。					1				環一メ11
16 - 4		取扱量×含有率により裾切りを行うべき。					1				通一コ57
16 - 5		取扱量×含有率により裾切りを行うべき。	1								通一コ59
16 - 6		「取扱量1トン以上」は含有率換算の量であることを明記してほしい。	1								通一コ63
16 - 7		製品量に含有量を乗じた値によって裾切り願いたい。					1				通一コ64
16 - 8		製品量に含有量を乗じた値によって裾切り願いたい。		1							通一コ79
16 - 9		製品量に含有率を乗じた値により報告量の裾切りを行うものとし、対象化学物質・化学物質中の元素の含有量をファクターとして取り入れてもらいたい。					1				通一コ51
16 - 10		取扱量の裾切りは、製品量に含有率を乗じた値に基づく。	1								通一コ73
17	1	取り扱い量が年間1t以上である事業所とあるが、純分として1tとか5t又は10tとして対象事業者基準を作る。	1								
17 - 1		取り扱い量が年間1t以上である事業所とあるが、純分として1tとか5t又は10tとして対象事業者基準を作る。	1								環一コ7
18	3	金属化合物の取扱量には、元素の含有率をファクターとして取り入れる。	1	1			1				
18 - 1		金属化合物の取扱量には、元素の含有率をファクターとして取り入れる。					1				通一コ10

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
18 - 2		「元素及びその化合物」について、金属量で報告するのであれば、取扱量もそれに準じていただきたい。		1							通一コ46 通一コ73
18 - 3		金属化合物の取扱量には、元素の含有率をファクターとして取り入れる。	1								
19	1	年間取扱量1トンは、最低限確保すべきレベルだが、微量でも問題となる化学物質の存在も否定できないことから、今後の取扱量に関する速やかな検討を望む。			1						環一コ25
19 - 1		年間取扱量1トンは、最低限確保すべきレベルだが、微量でも問題となる化学物質の存在も否定できないことから、今後の取扱量に関する速やかな検討を望む。			1						
計	70		35	11	6		17		1		

Ⅲ-3-(2)・事業者・特別

(2)特別の要件について

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	2	「発ガンクラスが1の物質は0.5t以上」の規定は妥当である。		1	1						
1 - 1		「発ガンクラスが1の物質は0.5t以上」の規定は妥当である。			1						環-メ5
1 - 2		発がん性1レベルの特に危険な化学物質の年間取扱量の裾切り値は、案の0.5トン/年以上で、法律の主旨から適当と考えられる。		1							通-コ52
2	3	工程中、使用した原料中の第一種指定化学物質が濃縮されて、高濃度な副生成物ができる場合がしばしばあるが、そのような原料を使用する事業者を、PRTR対象事業者とすべきである。追加するのが困難であれば、少なくとも移動報告の対象とすべき。	2				1				
2 - 1		工程中、使用した原料中の第一種指定化学物質が濃縮されて、高濃度な副生成物ができる場合がしばしばあるが、そのような原料を使用する事業者を、PRTR対象事業者とすべきである。追加するのが困難であれば、少なくとも移動報告の対象とすべき。					1				通-メ9
2 - 2		特別の要件の中に、対象化学物質が低い濃度で含まれる原料が工程中で濃縮し、対象化学物質を1%以上含む副生成物を生成するような事業者を追加すべきである。	1								通-コ71
2 - 3		副生成物も対象としていただきたい。	1								通-コ78
3	1	特別要件事項の項目②③④は廃掃法や大気汚染防止法で管理されており、特定化学物質の使用という面からは全く関連しないので除外を希望する。	1								
3 - 1		特別要件事項の項目②③④は廃掃法や大気汚染防止法で管理されており、特定化学物質の使用という面からは全く関連しないので除外を希望する。	1								環-メ7
4	1	対象事業者の特別要件の「②下水道終末処理施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出の対象施設を設置する事業者」を削除又は産業処理施設については、特定化学物質排出に関連する特定施設に限定してほしい。	1								
4 - 1		対象事業者の特別要件の「②下水道終末処理施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出の対象施設を設置する事業者」を削除又は産業処理施設については、特定化学物質排出に関連する特定施設に限定してほしい。	1								環-コ18
計	7		4	1	1		1				

Ⅲ-4・事業者・その他

4. その他

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体	
1	1	規模要件はもっと厳しくし、外の除外要件は設けないことを求める。			1					
1 - 1	1	規模要件はもっと厳しくし、外の除外要件は設けないことを求める。			1					環-コ34
計	1				1					

IV. パブリックコメントの対象外の事項について

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
1	1	年間取扱量は何をもって取扱いとするのか。輸入の場合、輸入される化学品が、直接、客先や別法人のタンク、倉庫会社に入る場合は、当該輸入会社は、書類の取扱いのみとなるため、ここで規定される「取扱い」には、該当しないとするのが適当と考える。		1							
1 - 1		年間取扱量は何をもって取扱いとするのか。輸入の場合、輸入される化学品が、直接、客先や別法人のタンク、倉庫会社に入る場合は、当該輸入会社は、書類の取扱いのみとなるため、ここで規定される「取扱い」には、該当しないとするのが適当と考える。		1							通一メ13
2	1	(自社で製品としたものを)自家消費する場合は、法でいう「使用するもの」に該当しないと解してよいか。	1								
2 - 1		(自社で製品としたものを)自家消費する場合は、法でいう「使用するもの」に該当しないと解してよいか。	1								環一コ35
3	1	事業者の所有する1事業所が、いずれかの特別要件に該当した場合、全事業所がPRTR法の対象となるか。	1								
3 - 1		事業者の所有する1事業所が、いずれかの特別要件に該当した場合、全事業所がPRTR法の対象となるか。	1								環一メ7
4	1	取扱量の規定文にある「いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者」について、該当する事業所を少なくとも1つ有する事業者(会社)は、該当しない事業所についても、報告の		1							
4 - 1		取扱量の規定文にある「いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上である事業所を有する事業者」について、該当する事業所を少なくとも1つ有する事業者(会社)は、該当しない事業所についても、報告の		1							通一メ13
5	1	対象事業者の事業所のうち、対象となる事業所の要件又は対象とならない事業所の要件を省令等で規定してほしい。	1								
5 - 1		対象事業者の事業所のうち、対象となる事業所の要件又は対象とならない事業所の要件を省令等で規定してほしい。	1								通一メ5
6	1	特別要件の取扱量の算出時に管理すべき数量の精度(tあるいはkg単位)は何処まで必要なのか。	1								
6 - 1		特別要件の取扱量の算出時に管理すべき数量の精度(tあるいはkg単位)は何処まで必要なのか。	1								環一メ7
7	1	銀化合物(溶解性)という指定では原料購買(入り口)と製品販売(出口)がメタルのため不溶解性で製造工程途中が溶解性の場合対象となるかどうか紛らわしいので定義をしていただきたい。	1								
7 - 1		銀化合物(溶解性)という指定では原料購買(入り口)と製品販売(出口)がメタルのため不溶解性で製造工程途中が溶解性の場合対象となるかどうか紛らわしいので定義をしていただきたい。	1								通一メ6
8	1	対象化学物質が、一般に混合物中に存在している場合には、その含有量は正確な値ではなく、概算値(平均値若しくは偏差値等)を用いても差し支えないでしょうか。	1								
8 - 1		対象化学物質が、一般に混合物中に存在している場合には、その含有量は正確な値ではなく、概算値(平均値若しくは偏差値等)を用いても差し支えないでしょうか。	1								環一メ15
9	1	工業用キシレンには、299.キシレンの他に233.エチルベンゼンが含有しておりますが、一括してキシレンとして報告しても差し支えないでしょうか。	1								
9 - 1		工業用キシレンには、299.キシレンの他に233.エチルベンゼンが含有しておりますが、一括してキシレンとして報告しても差し支えないでしょうか。	1								環一メ15
10	1	金属化合物について個別に報告すると、重複する。(混合物単位で報告する事を想定)		1							
10 - 1		金属化合物について個別に報告すると、重複する。(混合物単位で報告する事を想定)		1							通一コ74
11	4	廃棄物の移動量の報告を、資源リサイクルのための移動量と、廃棄物処分の移動量に分けて報告すべきである。これは、売却できる物、処理費が必要な物の別に係らず報告すべき。	2	1			1				
11 - 1		廃棄物の移動量の報告を、資源リサイクルのための移動量と、廃棄物処分の移動量に分けて報告すべきである。これは、売却できる物、処理費が必要な物の別に係らず報告すべき。					1				通一メ9
11 - 2		リサイクルのための廃棄物の移動は区別して報告した方がいい。(平成9、10年度に実施されたPRTRパイロット事業と同じ報告方法としていただきたい。		1							通一コ78
11 - 3		「廃棄物」については「廃棄物としての移動量」と、「リサイクルのための廃棄物移動量」を別に移動報告の対象にすべきである。		1							通一コ71
11 - 4		リサイクルするものと他の廃棄物は、区別して報告対象としてほしい。		1							通一コ74
12	1	「売却され再生される製品」が製品の要件から除外される場合は、少なくとも移動量として報告させるべきである。		1							
12 - 1		「売却され再生される製品」が製品の要件から除外される場合は、少なくとも移動量として報告させるべきである。		1							通一コ71

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
13	1	産業廃棄物の中間業者であるが、法により溶出試験によるデータが求められているが、この上含有試験によるデータも求められることになることになると人・コストの面で大きな負担になることから、溶出試験データを有効活用できるようにしてほしい。	1								
13	- 1	産業廃棄物の中間業者であるが、法により溶出試験によるデータが求められているが、この上含有試験によるデータも求められることになることになると人・コストの面で大きな負担になることから、溶出試験データを有効活用できるようにしてほしい。	1								環-コ17
14	1	大気排出に用いる計算式をできるだけ早く示してほしい。	1								
14	- 1	大気排出に用いる計算式をできるだけ早く示してほしい。	1								通-コ24
15	1	簡潔なPRTR報告作成マニュアルを提示してもらいたい。	1								
15	- 1	簡潔なPRTR報告作成マニュアルを提示してもらいたい。	1								通-コ80
16	1	少量の排出量も国が把握を。						1			
16	- 1	少量の排出量も国が把握を。						1			環-メ25
17	1	アスベストに関する国での推計は、①裾切り②既存製品の修繕・解体等によるもので、なお把握が困難なもの③アスベストを含有するブレーキライニング、ブレーキパッド等の摩滅によるもの④自然界由来のものを行う必要がある。			1						
17	- 1	アスベストに関する国での推計は、①裾切り②既存製品の修繕・解体等によるもので、なお把握が困難なもの③アスベストを含有するブレーキライニング、ブレーキパッド等の摩滅によるもの④自然界由来のものを行う必要がある。			1						環-コ6
18	1	MSDSを一定の様式で電子情報の形で公開できないか。	1								
18	- 1	MSDSを一定の様式で電子情報の形で公開できないか。	1								環-メ1
19	1	顧客に提出するMSDSには、「〇〇及びその化合物」という表示でよいか。	1								
19	- 1	顧客に提出するMSDSには、「〇〇及びその化合物」という表示でよいか。	1								通-コ5
20	1	リスクコミュニケーションに関し、人材育成に特段の力を投入することを要望します。							1		
20	- 1	リスクコミュニケーションに関し、人材育成に特段の力を投入することを要望します。							1		通-コ50
21	1	国は地方自治体と連携をはかり、事業者に対し必要な指導、助言を行い、特に中小企業に負担がかからないよう配慮する必要がある。								1	
21	- 1	国は地方自治体と連携をはかり、事業者に対し必要な指導、助言を行い、特に中小企業に負担がかからないよう配慮する必要がある。								1	通-コ50
22	1	法を実施するに当たっては、届出事業者のために解りやすい法令の解説書や、個々の事例についてのQ&A集などの発行を準備されることを要望いたします。		1							
22	- 1	法を実施するに当たっては、届出事業者のために解りやすい法令の解説書や、個々の事例についてのQ&A集などの発行を準備されることを要望いたします。		1							通-メ10
23	1	(パイロット事業の)対象地域に東北・北海道も加え、全国規模の調査が必要。			1						
23	- 1	(パイロット事業の)対象地域に東北・北海道も加え、全国規模の調査が必要。			1						環-コ33
24	1	廃棄物の移動先での処理状況、管理状況もパイロット事業に含めて実態を把握すべき。			1						
24	- 1	廃棄物の移動先での処理状況、管理状況もパイロット事業に含めて実態を把握すべき。			1						環-コ33
25	1	PRTR法全般について、実効性、公平性から多くの疑問点がある。	1								
25	- 1	PRTR法全般について、実効性、公平性から多くの疑問点がある。	1								通-コ11
26	1	中小企業者を巻き添えにした負担増を強いる悪法には断固反対。	1								
26	- 1	中小企業者を巻き添えにした負担増を強いる悪法には断固反対。	1								通-コ30
27	1	物質選定・事業者の定義付けに科学的証明・科学的論理が充分になされていない感がある。						1			
27	- 1	物質選定・事業者の定義付けに科学的証明・科学的論理が充分になされていない感がある。						1			通-コ45
28	1	行政機関は、充分合理的・科学的と言えないまま国民に対して何かを求めるのに対し、国民は行政機関に対して要求するときに根拠・データ・証明を明らかにしないと認められない。改める必要がある。						1			
28	- 1	行政機関は、充分合理的・科学的と言えないまま国民に対して何かを求めるのに対し、国民は行政機関に対して要求するときに根拠・データ・証明を明らかにしないと認められない。改める必要がある。						1			通-コ45
29	1	「国としての戦略」が明らかにされず、論議もされていないのではないか。						1			
29	- 1	「国としての戦略」が明らかにされず、論議もされていないのではないか。						1			通-コ45
30	1	混合物業界においては施行日即実施は困難であるので、施行についても時間的な配慮をお願いしたい。		1							
30	- 1	混合物業界においては施行日即実施は困難であるので、施行についても時間的な配慮をお願いしたい。		1							通-コ52

No	件数	意見等	提出者							省庁別連番	
			企業	事業者団体	NGO	大学	個人	行政	労働団体		その他
31	1	小規模の事業者まで対象にすることは現実的でないことから、産業廃棄物処理業者については排出報告のみが妥当。	1								
31 - 1		小規模の事業者まで対象にすることは現実的でないことから、産業廃棄物処理業者については排出報告のみが妥当。	1								環-コ17
32	2	漸進的・永続的取り組みが必要。実際に意味を持たないような集計のために中小規模事業者に負担を負わせないように。	1	1							
32 - 1		漸進的・永続的取り組みが必要。実際に意味を持たないような集計のために中小規模事業者に負担を負わせないように。	1								通-コ39
32 - 2		漸進的・永続的取り組みが必要。実際に意味を持たないような集計のために中小規模事業者に負担を負わせないように。		1							通-コ44
33	1	農薬などに含まれるダイオキシン類は、その含有量を報告させるべき。				1					
33 - 1		農薬などに含まれるダイオキシン類は、その含有量を報告させるべき。				1					環-コ3
34	1	本法に従って提出されるべきMSDSは、その名称を「PRTR-MSDS」と明記して従来のMSDSとは区別する必要がある。	1								
34 - 1		本法に従って提出されるべきMSDSは、その名称を「PRTR-MSDS」と明記して従来のMSDSとは区別する必要がある。	1								環-メ6
35	1	労働省が進めているMSDSとPRTR法による化学物質の排出量表記について、整合性のあるものにしてほしい。								1	
35 - 1		労働省が進めているMSDSとPRTR法による化学物質の排出量表記について、整合性のあるものにしてほしい。								1	通-コ50
36	1	都道府県は対象物質、対象業種、対象事業者については関係審議会の原案にそったものではじめることが望ましい。管理活動に地域的な濃淡がでないよう要望する。								1	
36 - 1		都道府県は対象物質、対象業種、対象事業者については関係審議会の原案にそったものではじめることが望ましい。管理活動に地域的な濃淡がでないよう要望する。								1	通-コ50
37	1	化学物質製造業者には、「汚染者負担の原則」を明記すべきと思う。						1			
37 - 1		化学物質製造業者には、「汚染者負担の原則」を明記すべきと思う。						1			環-コ42
38	1	産業界の反対があっても、規模を縮小するな。						1			
38 - 1		産業界の反対があっても、規模を縮小するな。						1			環-メ25
39	1	罰金額が少なく、違反することに抵抗を感じないのではないか。				1					
39 - 1		罰金額が少なく、違反することに抵抗を感じないのではないか。				1					環-コ33
計	43		20	7	5		7		4		